

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	67 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	45 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	93 件
国民年金関係	42 件
厚生年金関係	51 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 60 年 4 月に就職して 4 か月くらいたった頃、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、未納だった保険料を数か月分まとめて納付し、その後も続けて保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 63 年 1 月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、当該期間前後の期間の保険料は過年度納付されていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記手帳記号番号払出時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの期間及び53年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から50年3月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで

私は、昭和49年7月に会社を退職した後、区役所出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を年度ごとに一括で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、9か月及び12か月といずれも短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年4月に払い出されており、当該払出時点で、申立期間①の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立期間①と②に挟まれた期間の保険料及び申立期間②直後の期間の保険料は前納による納付を含め年度ごとに一括で現年度納付されていることが申立人の所持する領収証書及びオンライン記録で確認できること、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料は全て納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 10 月に会社を退職した後、市の支所で国民年金の加入手続をした際、厚生年金保険加入期間との隙間を作らないようにしたいと申し出た。その後、自宅に送付された国民年金保険料の納付書により自宅から最寄りの金融機関で母に保険料を納付してもらい、後日、立て替えてもらった金額約 5 万円を母に渡した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入期間の国民年金保険料は、申立期間を除き全て納付済みであり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 61 年 10 月頃に払い出されており、同月 27 日に過年度保険料の納付書が作成されていることがオンライン記録で確認できることから、申立人は、申立期間の保険料に係る納付書を受け取っていたものと考えられるほか、申立人が申立期間の保険料として母親に渡したとする金額は、申立期間の保険料額におおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月

私は、国民年金保険料を何度か滞納したことがあったが、滞納した保険料は私か父親が未納のないように納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、数回にわたる厚生年金保険から国民年金への切替手続は申立期間を除き全て行い、切替え後の保険料は申立期間を除き全て納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間前の平成4年11月から同年12月頃までに払い出されており、申立人は、当該手帳記号番号払出後に3年12月から4年4月までの保険料を遡って納付していること、申立期間後の期間は、9か月の厚生年金保険加入期間を経て6年4月以降の保険料を納付していることがオンライン記録で確認でき、申立人の保険料の納付及び厚生年金保険から国民年金への切替手続の状況を勘案すると、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年9月

私は、会社を辞めるときに会社から国民年金の手続等に関する説明があったので、市役所で国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付額、納付時期等を具体的に説明しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間翌月の平成8年10月21日に払い出され、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立期間当時に申立人と同居していた両親自身の申立期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から46年3月まで
② 昭和57年1月から58年3月まで

私は、20歳を過ぎてから国民健康保険に加入していなかったことはなく、国民年金についても同様に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が所持する領収証書により、申立人は、当該期間直後の昭和58年度の国民年金保険料を59年1月7日に納付していることが確認でき、この時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、当時申立人が居住していた市を管轄する年金事務所では、申立期間当時、保険料が未納の被保険者に対して過年度納付書を送付していたと思われると説明しており、申立人に対しても過年度納付書を発行していたことが推認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧である。また、申立人には国民年金手帳の記号番号が2回払い出されており、昭和36年1月に払い出された最初の手帳記号番号では、申立人は36年8月に被保険者資格を喪失していることが申立人の国民年金被保険者名簿から確認でき、42年12月頃に払い出された2回目の手帳記号番号では、申立人は42年2月1日に被保険者資格を取得していることが申立人が所持する国民年金手帳から確

認できることから、申立期間のうち 39 年 5 月から 42 年 1 月までの期間は、平成 7 年 10 月 12 日に二つの手帳記号番号の納付記録の整備が行われるまでは、未加入期間とされていたと考えられ、制度上、保険料を納付することができない期間であったなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年3月までの期間及び43年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から41年3月まで
② 昭和43年1月から同年3月まで

私の父は、町役場で私の国民年金の加入手続を行い、結婚するまで国民年金保険料を納付してくれていた。結婚後は妻が区出張所及び金融機関で保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和35年12月に払い出され、父親が納付していたとする国民年金制度発足当初から39年9月に結婚するまでの期間の国民年金保険料は全て納付済みであり、妻が納付していたとする結婚後から60歳に到達するまでの保険料は申立期間を除き全て納付済みである。

また、申立期間は9か月及び3か月といずれも短期間であり、申立人が所持する領収証書から、申立期間①直後の昭和41年4月から42年3月までの期間の保険料は42年5月2日に郵便局で過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点で申立期間①の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人が所持する年金手帳から、申立期間②の前後の期間は印紙検認により現年度納付されていることが確認でき、当該期間直後の43年4月から同年6月までの期間の保険料を現年度納付した同年7月12日時点で申立期間②の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人が当時居住していた区の41年7月15日発行の区報では、「本年3月以前の未納分については出張所にある過年度納付書により郵便局で直接県に納めて下さい。」と記載されており、申立期間当時は区出張所に過年度納付書用紙が備え付けられていたと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を

納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年1月まで
私は、昭和61年6月に離婚を行ったが、その際に国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、離婚時の昭和61年6月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能であり、申立期間直後の62年2月及び同年3月の保険料は納付済みであるほか、63年4月に再婚して第3号被保険者となる前の同年3月までの保険料はおおむね納期限内に納付されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 11171

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、結婚を契機に妻と一緒に国民年金に加入し、私が、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間の妻の保険料は納付済みであるのに、私の保険料は未納とされている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間前後の期間の保険料は納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 57 年 4 月頃に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立期間の申立人の妻の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、大学を卒業して昭和 51 年 4 月に就職し、就職当初は正社員ではなかったのが国民年金に加入した。その後は、正社員となり厚生年金保険に加入する直前の 52 年 6 月まで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、当該期間前後を含めて国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人が申立期間当時に居住していた市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直前の昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの保険料は 52 年 1 月に、申立期間直後の同年 4 月から同年 6 月までの保険料は同年 9 月にそれぞれ現年度納付されていることが確認できるほか、申立期間前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から48年3月まで

私は、20歳のときに国民年金に加入していなかったが、その後、区役所の年金担当者から電話を受けて国民年金の加入手続を行った。そのときに、未納であった国民年金保険料を遡って納付することができるという説明を受け、保険料を金融機関で一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年3月頃には、第2回特例納付が実施されており、当該払出時点から、申立期間は、昭和48年1月から同年3月までの保険料を過年度納付するとともに、47年2月から同年12月までの保険料を特例納付することが可能な期間である。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していた区では、当時、国民年金への加入勧奨を行った際は、20歳代の被保険者に対しても、特例納付により未納分の保険料を遡って納付することができる旨を案内していたと説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

私は、採用試験の受験準備をするため退職し厚生年金保険の被保険者資格を喪失したので、国民年金の加入手続を区役所出張所で行い、国民年金保険料を金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立期間前後の国民年金加入期間の国民年金保険料は全て納付済みである。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和60年4月19日に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は現年度納付することが可能である。

さらに、オンライン記録によると、昭和61年2月5日に申立人に対して過年度納付書が作成されていることから、申立期間に保険料の未納期間があった場合は、その未納分の保険料に係る過年度納付書も作成されていたものと考えられるほか、申立期間直前の59年3月の保険料は61年4月17日に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点で、申立期間の保険料についても過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 11179 (事案 4028 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から56年9月まで

私は、夫婦一緒に国民年金の加入手続をし、その後は、私の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を毎月末に区の出張所で納付してきた。前回の年金記録に係る確認申立てでは、年金記録の訂正は必要でないと言われたが、今回は、私の申立期間当時の確定申告書(控)が見つかったため、その記録から、当時、私の保険料は納付されていたことが確認できる。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を納付したとする妻は、保険料の納付額に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時は、納付書制度が実施されていたにもかかわらず、妻は印紙検認による保険料納付の記憶しかなく、納付書により納付したことはないと言っているなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年4月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人から提出された昭和51年分から60年分までの所得税の確定申告書(控)によると、申立期間を含む53年分、55年分及び56年分の各確定申告書(控)の「社会保険料控除額」欄に国民年金保険料の支払額が記載されており、その金額は、各年の一人分の保険料額と一致していることが確認できるほか、前後の51年分、52年分及び57年分から60年分までの各確定申告書(控)にも、同様に一人分の保険料額が記載されており、オンライン記録で1年間の保険料を前納していることが確認できる51年分については、前納保険料に相当する金額が記載されている。

また、昭和54年分の確定申告書(控)の「社会保険料控除額」欄には国民年金保険料の支払額の記載は無いものの、記載されている健康保険料に係る支払額が前後の年の支

払額と比較して高額であり、それぞれの金額の差額から健康保険料及び国民年金保険料の支払額の合計額を健康保険料として誤って記載したものと推察され、54年分の国民年金保険料は前後の年と同様に納付されていたものと推認できることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 11180 (事案 4027 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から56年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から56年9月まで

私は、夫婦一緒に国民年金の加入手続をし、その後は、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月末に区の出張所で納付してきた。前回の年金記録に係る確認申立てでは、年金記録の訂正は必要でないとされたが、今回は、私の夫の申立期間当時の確定申告書(控)が見つかったため、その記録から、当時、夫の保険料が納付されていたことが確認でき、私が夫婦二人分の保険料を納付していたので、私の保険料も納付されていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付額に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時は、納付書制度が実施されていたにもかかわらず、申立人は、印紙検認による保険料納付の記憶しかなく、納付書により納付したことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年4月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に、申立人の夫から夫の昭和51年分から60年分までの所得税の確定申告書(控)が提出され、54年分を除き各確定申告書(控)の「社会保険料控除額」欄には、夫の国民年金保険料の支払額が記載されており、その金額は、各年の一人分の保険料額と一致していることが確認できるほか、54年分の確定申告書(控)については、健康保険料の支払額の欄に健康保険料及び国民年金保険料の支払額の合計額を誤って記載したものと推察されることから、夫は申立期間の国民年金保険料も納付していたものと推認される。

一方、各確定申告書(控)には、申立人の保険料の納付に係る記載が無いものの、各

確定申告書（控）には、夫の役員報酬及び不動産収入に係る記載があることから、夫は確定申告を行う必要があったこと、各確定申告書（控）の配偶者控除欄には申立人に係る記載が無いことから、申立人には別に収入があったため、所得税の社会保険料控除については、夫とは別に年末調整又は確定申告を行う必要があったものと推察される。

また、申立人及びその夫の特殊台帳によると、納付時期が確認できる昭和42年4月から50年3月までの期間については、夫婦は一緒に保険料を納付していたことが確認でき、オンライン記録によると、申立期間を除き38年4月から夫が厚生年金保険に加入する直前の63年10月までの期間については、夫婦は前納、過年度納付及び第1回特例納付により保険料を納付した期間がそれぞれ一致していることが確認できることから、申立内容に不自然さは見られず、申立人が申立期間の自身の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成2年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月から平成元年 12 月まで
② 平成 2 年 5 月

申立期間①については、私の母は、父に勧められて私が 30 歳になった平成元年頃に私の国民年金の加入手続を行った後、社会保険事務所（当時）から昭和 54 年 3 月以降の未納分の国民年金保険料の納付書が送られて来たので、申立期間①の保険料を金融機関で 15 回に分けて、合計 20 万円くらいを納付した。申立期間②については、母が金融機関で納付書により期限に遅れないように納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の母親は、「納付書の納付期限を常に気にしながら、期限に遅れないように金融機関で国民年金保険料を納付していた。」と述べており、オンライン記録によれば、申立期間②の直前の期間である平成2年3月及び同年4月の保険料が4年4月に、申立期間②の直後の期間である2年6月から同年8月までの期間の保険料が4年7月にそれぞれ過年度納付されていることが確認でき、申立期間②の過年度納付書は発行されていたと考えられる。これらのことなどから、申立人の申立内容については、一定の整合性が見受けられる。

また、申立期間②は1か月と短期間であり、申立人は平成2年1月以降、申立期間②を除き保険料を全て納付している。さらに、申立人の申立期間②の保険料を納付したとする申立人の母親は、オンライン記録によれば、申立期間②を含む昭和 40 年度以降の自身の保険料は、全て納付している。

2 一方、申立期間①について、申立人は、「私の母は、平成元年頃に私の国民年金の加入手続を行った後、昭和 54 年 3 月以降の未納分の保険料の納付書が送られて来たので、申立期間①の保険料を納付した。」と述べている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、申立期間より後の平成4年1月頃に払い出されていることが推認できるほか、申立期間①当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。また、オンライン記録によると、4年2月7日に申立人に対して納付書が作成されていることが確認でき、申立期間①直後の2年1月分の保険料は、4年2月に納付されていることが確認できる。これらのことから、申立期間①は、当該保険料の納付時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の母親が申立人の申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月

私は、昭和 55 年 3 月に会社を退職したことから国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していること、申立期間直後の昭和 55 年 4 月から第 3 号被保険者となる前の 61 年 3 月までの保険料は納付済みであり、申立期間の 1 か月分の保険料を未納のままにしておいたとは考えにくいこと、当時申立人と同居していた母親は、申立期間を含め国民年金加入期間の保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年8月、同年12月及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年12月から37年7月まで
② 昭和41年11月
③ 昭和53年8月
④ 昭和53年12月
⑤ 昭和54年12月から55年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、婚姻するまでは母が、婚姻後は妻が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、当該期間はいずれも1か月と短期間であり、申立人の国民年金保険料を納付していたとする妻は、当該期間の自身の保険料が納付済みであるほか、当該期間を含む昭和53年6月から54年3月までの期間の保険料は、「公年加入」を還付事由として54年8月16日に還付されたことが還付整理簿に記載されているものの、本来は当該期間は国民年金の強制加入被保険者となるべき期間であり、保険料が還付される前は納付済期間であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間⑤のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間については、当該期間は3か月と短期間であり、申立人が所持する国民年金手帳の資格得喪欄には「55年1月1日」に強制加入により国民年金被保険者資格を取得した記載があり、当該期間直後の保険料は納付済みであるほか、申立人の保険料を納付していたとする妻は、当該期間の自身の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②及び⑤のうち昭和54年12月については、申立人の母親及び妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書

等) が無く、申立人は当該期間の保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする母親及び妻から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 39 年 6 月時点では、37 年 3 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立期間②については、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続に関与しておらず、切替手続をしたとする母親から当時の状況を聴取することができないため、当時の資格取得及び喪失手続に関する状況が不明であること、申立期間⑤のうち 54 年 12 月については、申立人が所持する国民年金手帳には当該期間が国民年金被保険者資格の喪失期間と記載されており、当該期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であったことなど、申立人の母親及び妻が申立期間①、②及び⑤のうち 54 年 12 月の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 8 月、同年 12 月及び 55 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年9月、4年4月から同年9月までの期間及び5年3月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年9月
② 平成4年4月から同年9月まで
③ 平成5年3月から6年1月まで

私は、実家の住所がある町で国民年金の加入手続きを行い、転居後、夫から国民年金保険料は納付しておいた方がいいと言われ、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③のうち平成5年3月から同年11月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は実家が所在する町で2年5月頃に払い出されており、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人は3年3月に転居後、夫から保険料は納付した方がよいと言われたと説明しており、転居後は申立期間及びその前後の期間を通じて住所及び職業に変更は無く、申立人の生活状況に変化は見られない。また、申立期間①及び②は、1か月、6か月とそれぞれ短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間③のうち平成5年3月から同年11月までの期間は、当該期間直前の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③のうち、平成5年12月及び6年1月については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に対して8年1月5日に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、この納付書は作成時点で時効にかからない当該期間の納付書と考えられ、その当時、当該期間は未納期間と記録され、現在でも未納期間と記録されている。また、申立人は当該期間直後の厚生年金保険被保険者資格取得後に国民年金保険料の納付書が

届き、社会保険事務所（当時）に電話をしたことを記憶しているが、当該納付書に係る保険料は納付していないと説明するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年9月、4年4月から同年9月までの期間及び5年3月から同年11月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

私は、厚生年金保険適用事業所を退職した後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金保険料を全て納付又は免除申請しているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和62年2月9日に払い出され、申立人が所持する国民年金手帳には申立期間当時の住所地へ同年5月9日に住所変更したことが記載されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であった。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたとする複数の金融機関は当時いずれも開設されており、納付頻度もその当時に申立人が居住していた区の状況と合致しているほか、申立期間直後の昭和63年4月から同年6月までの期間は、国民年金保険料免除申請承認通知書を申立人が所持していたことから平成22年9月に申請免除期間として記録訂正されるまで、未納期間と記録されており、当時の行政側の年金記録管理業務が適切でなかった状況が見られるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年11月、同年12月、13年4月から同年6月までの期間及び14年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から40年3月まで
② 平成11年11月及び同年12月
③ 平成13年4月から同年6月まで
④ 平成14年4月から同年12月まで

私は、集金人に勧められて国民年金の加入手続を行い、20歳からの国民年金保険料を遡って納付し、それ以降の保険料も納付期限に注意しながら納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②、③及び④については、2か月、3か月及び9か月とそれぞれ短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は昭和40年4月以降、当該期間を除き保険料を全て納付している。また、申立人は、保険料の納付は2年経過で時効となりその後納付できなくなることを認識しており、時効に注意しながら過年度納付していたと具体的に説明しており、昭和62年10月以降、申立期間②、③及び④を除き60歳に到達するまでの保険料の大部分を過年度納付していることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続をした後、20歳からの保険料を遡って納付した記憶があるとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年12月頃時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、当該期間直後の40年4月の保険料は納付時期が不明であるものの遡って納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 11 年 11 月、同年 12 月、13 年 4 月から同年 6 月までの期間及び 14 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

私の母は、私が20歳の頃に国民年金の加入手続きをしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料を還付された^{おぼ}覚えはない。申立期間の保険料が還付済みとされ、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和42年6月に払い出され、申立人は、同年4月以降、申立期間を含む46年3月までの国民年金保険料を現年度納付していることが特殊台帳で確認できる。

一方、当該特殊台帳には、申立期間の保険料4,800円が昭和47年5月2日に還付決議されていることが記載されているが、当該還付金の支払を記録した還付整理簿及び還付・充当・死亡一時金リストが保存されていないため、還付金が実際に支払われたかは確認できないこと、申立人は厚生年金保険被保険者資格を45年5月1日に喪失していることから、申立期間のうち、45年5月から46年3月までの期間は国民年金の未加入期間ではなく、本来は強制被保険者となる期間であること、申立人は当該保険料の還付を受けた記憶は無いと説明していることなど、還付に係る事務処理が適正になされたことを疑わせる事情が認められ、行政側の事務処理に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。しかしながら、申立期間のうち、昭和45年4月については、申立人は厚生年金保険に加入していることから、当該期間を納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月
② 昭和 49 年 11 月
③ 昭和 51 年 12 月
④ 昭和 59 年 3 月から同年 7 月まで

私は、姉たちに国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしてもらった。会社を退職して次の会社に就職するまでの短期間でも、きちんと切替手続をして保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、1 か月と短期間であり、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとする次姉は、集金人に過年度納付書の発行を依頼し、当該期間の保険料を納付した可能性はあると説明しており、当時居住していた市では、集金人が過年度納付書を発行することができたとしているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②、③及び④については、申立人の長姉がこれらの期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付したとする長姉は、申立人の厚生年金保険から国民年金へのそれぞれの切替手続の時期及び納付した保険料額についての記憶が曖昧である。

また、オンライン記録から、平成 5 年 11 月 15 日に、申立期間②の国民年金資格喪失年月日が昭和 49 年 11 月 20 日から同年 12 月 2 日に記録訂正されていること、5 年 11 月 15 日に申立期間③及び④の国民年金資格取得年月日及び資格喪失年月日が記録追加されていることが確認でき、当該記録訂正及び記録追加時点前までは、申立期間②、③

及び④はそれぞれ未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったほか、記録訂正及び記録追加時点では時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の長姉がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年5月から同年8月まで及び同年10月は13万4,000円、同年12月は15万円、13年1月及び同年2月は13万4,000円、同年3月は36万円、同年4月は13万4,000円、同年5月は19万円、同年6月は13万4,000円、同年7月は19万円、同年8月は13万4,000円、同年9月は19万円、同年10月及び同年11月は20万円、同年12月は14万2,000円、14年1月は19万円、同年2月は18万円、同年3月は17万円、同年4月は19万円、同年5月は17万円、同年6月は16万円、同年7月は15万円、同年8月は16万円、同年9月は22万円、同年10月及び同年11月は18万円、同年12月は20万円、15年1月は19万円、同年2月は20万円、同年3月は18万円、同年4月は19万円、同年5月は20万円、同年6月は30万円、同年7月は20万円、同年8月は32万円、同年9月は22万円、同年10月は30万円、同年11月及び同年12月は22万円、16年1月は26万円、同年2月から同年4月までは34万円、同年5月は41万円、19年7月は22万円、同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②のうち、平成16年9月22日から17年9月1日までの期間については、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収は免除されることから、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額記録を36万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人の申立期間②のうち、平成17年9月1日から19年7月1日までの期間については、申立人のA社に係る被保険者記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない記録とされているが、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（平成17年9月1日）及び資格取得日（平成19年7月1日）を取り消し、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を17年9月は24万円、同年10月は28万円、同年11月は20万円、同年12月は22万円、18年1月は24万円、同年2月は26万円、同年3月は41万円、同年4月から同年7月までは28万円、同年8月は20万円、同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月は38万円、同年12月は34万円、19年1月は26万円、同年2月

は 36 万円、同年 3 月は 38 万円、同年 4 月は 28 万円、同年 5 月は 24 万円、同年 6 月は 44 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間③の標準報酬月額に係る記録を平成 19 年 11 月は 28 万円、同年 12 月は 41 万円、20 年 1 月は 30 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 47 万円、同年 4 月は 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成 12 年 5 月 1 日から 19 年 11 月 1 日まで
③ 平成 19 年 11 月 1 日から 20 年 5 月 1 日まで

A 社に入社した月の申立期間①の厚生年金保険が未加入となっており、同社に勤務した申立期間②及び B 社（A 社の承継会社）に勤務した申立期間③の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額より低くなっている。また、申立期間②のうち、1 年間の育児休業取得後、平成 17 年 9 月から会社に復帰し、給料から厚生年金保険料が控除されていたが、同年 9 月から 19 年 8 月までは保険料が納付されていない記録になっているので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成 12 年 12 月から 15 年 5 月までの期間、同年 7 月及び 16 年 1 月の標準報酬月額について、B 社から提出された

申立人に係る 13 年分から 16 年分までの所得税源泉徴収簿において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、12 年 12 月は 15 万円、13 年 1 月及び同年 2 月は 13 万 4,000 円、同年 3 月は 36 万円、同年 4 月は 13 万 4,000 円、同年 5 月は 19 万円、同年 6 月は 13 万 4,000 円、同年 7 月は 19 万円、同年 8 月は 13 万 4,000 円、同年 9 月は 19 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 20 万円、同年 12 月は 14 万 2,000 円、14 年 1 月は 19 万円、同年 2 月は 18 万円、同年 3 月は 17 万円、同年 4 月は 19 万円、同年 5 月は 17 万円、同年 6 月は 16 万円、同年 7 月は 15 万円、同年 8 月は 16 万円、同年 9 月は 22 万円、同年 10 月及び同年 11 月は 18 万円、同年 12 月は 20 万円、15 年 1 月は 19 万円、同年 2 月は 20 万円、同年 3 月は 18 万円、同年 4 月は 19 万円、同年 5 月は 20 万円、同年 7 月は 20 万円、16 年 1 月は 26 万円とすることが妥当である。

また、申立期間②及び③のうち、平成 15 年 6 月、同年 8 月から同年 12 月まで、16 年 2 月から同年 5 月まで、19 年 7 月から 20 年 4 月までの期間の標準報酬月額について、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、15 年 6 月は 30 万円、同年 8 月は 32 万円、同年 9 月は 22 万円、同年 10 月は 30 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 22 万円、16 年 2 月から同年 4 月までは 34 万円、同年 5 月は 41 万円、19 年 7 月は 22 万円、同年 8 月は 32 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 26 万円、同年 11 月は 28 万円、同年 12 月は 41 万円、20 年 1 月は 30 万円、同年 2 月及び同年 3 月は 47 万円、同年 4 月は 20 万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間②のうち、平成 12 年 5 月から同年 8 月まで及び同年 10 月については、B 社から提出された総勘定元帳により、申立人はオンライン記録の標準報酬月額より高い報酬月額を給与として支払われていたことが確認できるが、給料支払明細書等の保険料控除を確認できる資料が無い。

しかし、上記源泉徴収簿において確認できる平成 12 年 12 月の報酬月額は、上記総勘定元帳の報酬月額と一致しており、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、上記源泉徴収簿によると、当該期間後の平成 13 年及び 14 年については、長期間にわたり、報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該期間についても当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたと推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間当時の報酬月額の届出について誤りを認めており、当該期間に係る厚生年金保険料についても過少な納付であったことを認めていることから、これを履行し

ていないと認められる。

加えて、申立期間②のうち、平成 16 年 9 月 22 日から 17 年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険法第 81 条の 2 では、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない旨規定されているところ、オンライン記録により、事業主は、当該規定に基づく、申立人の育児休業期間中（開始年月日：平成 16 年 9 月 22 日、終了年月日：17 年 8 月 31 日）に係る厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認でき、申立人の保険料免除期間は、16 年 9 月から 17 年 8 月までであることが確認できる。

また、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づき、事業主により、免除の申出があった場合には、育児休業期間中の当該被保険者に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、当該期間において、正しい届出が行われていない場合であっても、年金額の計算の基礎とすべきものであると考えられる。

さらに、育児休業に係る厚生年金保険料の免除期間中は、従前の標準報酬月額が保険給付に用いられるとされていることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、17 万円であると認められる。

しかし、上記給料支払明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる平成 16 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 36 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、36 万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成 17 年 9 月 1 日から 19 年 7 月 1 日までの期間については、申立人から提出された上記給料支払明細書及び B 社から提出された 17 年分から 19 年分までの所得税源泉徴収簿により、申立人は、17 年 8 月 31 日に育児休業を終え、当該期間に A 社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人に係る当該期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書及び所得税源泉徴収簿において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、平成 17 年 9 月は 24 万円、同年 10 月は 28 万円、同年 11 月は 20 万円、同年 12 月は 22 万円、18 年 1 月は 24 万円、同年 2 月は 26 万円、同年 3 月は 41 万円、同年 4 月から同年 7 月までは 28 万円、同年 8 月は 20 万円、同年 9 月は 24 万円、同年 10 月は 26 万円、同年 11 月は 38 万円、同年 12 月は 34 万円、19 年 1 月は 26 万円、同年 2 月は 36 万円、同年 3 月は 38 万円、同年 4 月は 28 万円、同年 5 月は 24 万円、同年 6 月は 44 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る育児休業終了の届出を、当該期間の保険料徴収権

が時効により消滅した後の平成 23 年 3 月 9 日に年金事務所に提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②のうち、平成 12 年 9 月及び同年 11 月の標準報酬月額について、B 社から提出された同年分の総勘定元帳において、給与支給総額の記載が無く、また、申立人は、当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できる資料を保有していないため、申立人の当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、申立期間②のうち、平成 16 年 6 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、B 社から提出された同年分の源泉徴収簿において、「産休」及び「育休」との記載があり、事業主により給与が支払われていないことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間①については、当該期間当時の A 社の事業主及び同社の同僚の供述により、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社において申立人と同期入社であった同僚から提出された給料支払明細書によると、当該期間における厚生年金保険料の控除が無いことが確認できる上、申立人の同社における雇用保険の資格取得日は、平成 12 年 5 月 1 日と記録されており、同社における厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このことに関して、B 社の事業主は、「当時の社会保険事務担当者が死亡していることから、厚生年金保険の取扱いなどに関しては不明である。」と回答していることから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月1日から同年11月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与額に見合う標準報酬月額と相違している。同社が賃金台帳の記載ミスをしたことは確かであり、給与支払明細書及び同社の経理担当者から入手した申立期間の賃金台帳訂正資料を提出するので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書及びA社が社会保険事務を委託していた社会保険労務士法人から提出された賃金台帳訂正資料により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から供述が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月31日から同年8月1日まで

B社からA社に出向した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出された申立人に係る社員名簿並びに申立人から提出された給与明細書及びA社の辞令により、申立人はA社及び関連会社のC社に継続して勤務し（昭和43年8月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和43年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月15日から25年4月6日まで
② 昭和25年4月5日から29年8月15日まで

平成20年に、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、退職時は脱退手当金のことは全く知らず、請求したことも受給したことも無く、請求をすとしたら申立期間の前にある被保険者期間を除くことはあり得ないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約36か月後の昭和32年9月7日に支給決定されたこととなり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間及び脱退手当金支給決定日前で、申立期間の直後にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、申立人は、申立期間②のA社に在職中の昭和28年8月に婚姻しているが、当該A社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳索引票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓により脱退手当金が請求されたと考えられるところ、申立期間の後の脱退手当金の支給日に近く未請求となっている事業所では婚姻後の姓で被保険者となっていることを踏まえると、申立人が旧姓で脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立期間の後にある被保険者期間については、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が記載されていないなど、申立人に係る厚生年金保険の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和45年4月1日、資格喪失日は同年6月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万3,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年6月1日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険被保険者証の資格取得日は昭和45年4月1日となっており、申立期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同姓同名、同一生年月日で申立人が提出した厚生年金保険被保険者証の記号番号と同一の被保険者記録が確認できるとともに、当該被保険者の資格取得日は昭和45年4月1日、資格喪失日は同年6月1日と記録され、申立期間において未統合の記録が確認できるが、標準報酬月額の記載は確認できない。

また、A社が加入しているC企業年金基金の加入員記録及びD健康保険組合の被保険者記録から、申立人は、申立期間において、同社の被保険者であったことが確認できる。

なお、C企業年金基金は、「申立期間当時の届け書様式は、複写式であった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者原票における、申立人と同姓同名、同一生年月日の未統合の被保険者記録は申立人の記録と認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和45年4月のC企業年金基金の加入員記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から6年8月11日まで
社会保険事務所からの回答により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された給与と比較して低いことが分かった。同社では、取締役であったが、社会保険事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成6年8月11日より後の7年12月6日付けで、28万円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間において、同社の取締役であったことが確認できるが、上記遡及訂正が行われた時期においては、同社の取締役を退任していることが確認できる。さらに、同社の元取締役及び複数の元従業員は、「申立人は営業担当の取締役で、社会保険事務の権限は有していなかった。」旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及減額訂正に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和34年4月1日、資格喪失日に係る記録を37年7月24日とし、申立期間の標準報酬月額を34年4月から同年9月までは6,000円、同年10月から35年9月までは7,000円、同年10月から36年9月までは1万円、同年10月から37年6月までは1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年4月1日から37年7月24日まで

A社が経営するC会館内のD事業所でE職として勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社において被保険者記録がある複数の元従業員の供述により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社に昭和35年に入社し、経理・総務を担当していたとする元従業員は、E職も正社員として厚生年金保険に加入させ、厚生年金保険料を給与から控除していたとしている。

さらに、申立期間にA社において厚生年金保険に加入していた元従業員662人のうち連絡先の判明した190人に、自身の職種を照会したところ、回答のあった109人のうち64人が申立人と同一職種のE職であったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間に申立人と同年代かつ同一職種であった複数の元従業員の標準報酬月額の記録から、昭和

34年4月から同年9月までは6,000円、同年10月から35年9月までは7,000円、同年10月から36年9月までは1万円、同年10月から37年6月までは1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、A社に係る事業所別被保険者名簿の健康保険証整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年4月から37年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を 28 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低い額とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、28 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 11 年 8 月 31 日）の後の平成 12 年 4 月 10 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は、申立期間及び上記減額訂正処理日において同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、社会保険の手続は事業主が行っていたとし、代表者印も事業主が保管していたとしているところ、同社の元従業員は、申立人は同社では販売業務を行っており、社会保険事務には関与していなかったと供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 28 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成12年11月及び同年12月は44万円、13年1月は41万円、同年2月は44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成13年10月1日から14年10月26日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は26万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年11月1日から14年10月26日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。一部の給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成12年12月から13年2月までの期間について、A社では、厚生年金保険料は翌月控除であったと考えられるところ、申立人から提出された給与明細書により、申立人の当該期間の保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録よりも高いことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成12年12月は44万

円、13年1月は41万円、同年2月は44万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成12年11月については、給与明細書等の厚生年金保険料控除額又は報酬月額を確認できる資料は無いが、上記のとおり、申立人の同年12月の標準報酬月額は44万円であること、また、オンライン記録により、同年11月に標準報酬月額が減額されていることが確認できる同僚から提出された給与明細書により、減額前の標準報酬月額に基づく保険料より高い額の控除が確認できることから、当該期間の標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「実際の報酬月額より低く届け出た標準報酬月額に基づき保険料を納付した。」と回答していることから、事業主は上記保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成13年10月から14年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は当初26万円と記録されていたところ、13年10月24日付けで同年10月1日の定時決定が取り消され、24万円に減額訂正された結果、当該期間の標準報酬月額は24万円となっていることが確認できる。

一方、A社は、「平成7、8年頃から経営状態が非常に悪くなり、社会保険料の支払が負担になったために、社会保険事務所に相談に行き給料（標準報酬月額）の引下げについて、指導を受けた。」と回答している。

また、A社の商業登記簿謄本により、申立人は、同社の役員でないことが確認できる上、同社は、「申立人は、印刷オペレーターとして勤務しており、社会保険事務に関与していなかった。」と回答していることから、申立人は、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったと認められる。

さらに、申立人から提出された給与明細書により、申立人の当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録よりも高いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成13年10月24日付けで行われた標準報酬月額の減額訂正処理は事実即したものととは考え難く、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正が行われたとは認められないことから、当該期間の標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間のうち、平成13年3月から同年9月までの期間について、申立人から提出された給与明細書により、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高いことが確認できるが、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年10月1日から同年11月1日までの期間については、事業主が厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、これにより当該期間の保険料徴収は免除されることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から12年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、育児休業期間を含む申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低額となっている。申立期間の定時決定の基礎となる平成11年5月から同年7月までの期間は、産前産後休業により支払基礎日数が20日未満であり、従前の標準報酬月額で算定すべきであるので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成11年10月の標準報酬月額については、オンライン記録により、20万円と記録されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険法第81条の2の規定及び関係法令により、被保険者が育児休業制度を利用する場合、事業主の申出により、育児休業を開始した日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間について、負担すべき厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、当該免除期間を被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、オンライン記録により、申立人の育児休業期間は、開始年月日が平成11年7月31日、終了年月日が同年10月31日であることが確認できることから、同年7月から同年10月までの期間は、被保険者が負担すべき保険料の徴収が行われない期間であると認められる。

なお、平成11年10月の標準報酬月額については、従前の標準報酬月額の記録から、26万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、平成11年11月から12年9月までの期間については、上記のとおり、厚生年金保険法第81条の2の規定等に基づく申立

人に係る育児休業期間中の保険料免除及び被保険者期間算入の適用期間（平成11年7月から同年10月まで）外の期間である。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立人に係る給与明細及び給与支給明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額を支給されていたことは確認できるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成18年6月14日の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月14日

A団体に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。事業主は、平成23年1月20日に年金事務所に申立期間に係る賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A団体から提出された申立人に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成18年6月14日に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成18年6月14日の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月14日

A団体に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。事業主は、平成23年1月20日に年金事務所に申立期間に係る賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A団体から提出された申立人に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成18年6月14日に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成18年6月14日の標準賞与額に係る記録を72万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年6月14日

A団体に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。事業主は、平成23年1月20日に年金事務所に申立期間に係る賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A団体から提出された申立人に関する賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成18年6月14日に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、72万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に関する当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の平成 18 年 6 月 14 日の標準賞与額に係る記録を 69 万 4,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 14 日

A 団体に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。事業主は、平成 23 年 1 月 20 日に年金事務所に申立期間に係る賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないの
で、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 団体から提出された申立人に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、平成 18 年 6 月 14 日に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給控除一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額から、69 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年8月1日から46年2月25日まで
② 昭和46年2月25日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、源泉徴収票から計算した金額と相違しているため正しい記録に訂正してほしい。また、同社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提出された昭和46年の給与所得の源泉徴収票、A社の事業主及び従業員の回答から判断すると、申立人は同社に同年3月31日まで勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間①について、申立人から提出された昭和 45 年の給与所得の源泉徴収票の支払金額から、申立人の当該期間における報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。

しかし、申立人から提出された上記の源泉徴収票の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づいて算定した社会保険料とほぼ一致している。

また、A社の事業主は、当時の資料を保管していないとすることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 30 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から 3 年 1 月 1 日まで
A 社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。そのため、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当初、30 万円と記録されていたものが、A 社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 3 年 3 月 31 日より後の同年 4 月 8 日付けで、遡って 9 万 8,000 円に減額訂正する処理が行われたことが確認できる。

一方、A 社に係る商業登記簿謄本では、申立人は平成 7 年 5 月に同社の取締役就任したことが確認できるが、申立期間及び上記減額訂正が行われた当時は、同社の取締役でない。

また、A 社の事業主からは回答を得られないものの、同社の商業登記簿謄本において平成 19 年 3 月に取締役就任した同僚は、自身の標準報酬月額についても遡って減額訂正されていることを知らず、社長はワンマンだったので、社会保険事務所との交渉等はおそらく社長がやったと思うとしているところ、申立人は同社において、主に営業部門のマネジメントをしており、社会保険の手続きは行っていないとしていることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 30 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月1日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の社会保険事務を代行しているC社の回答、同社から提出された従業員台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和44年6月1日に同社から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C社が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、事業主は、資格喪失日を昭和44年5月1日として届け出たと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月1日から36年8月1日まで
② 昭和36年12月1日から37年2月1日まで
③ 昭和37年7月11日から39年12月26日まで
④ 昭和40年1月4日から同年8月26日まで

平成3年4月頃、社会保険事務所（当時）に行った際に、私が厚生年金保険から脱退していることを知らされ納得できずにいたところ、昨年、日本年金機構から脱退手当金をもらった覚えのない方は相談してほしい旨のはがきが来たので、年金事務所に行って相談した。脱退手当金の支給日とされている時期には、共済組合に加入しており、脱退手当金を受け取る理由が無く、受け取った記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間④のA社における厚生年金保険被保険者期間は7か月で、この期間のみでは脱退手当金の受給要件（被保険者期間24か月以上）を満たさないところ、申立人を除く受給者2名も、同社の被保険者期間のみでは受給要件を満たしていない上、同社において、脱退手当金の受給記録のある者のうちの一人は、自分で請求手続を行った旨の供述をしていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の最初に被保険者となった期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が複数の被保険者期間のうち、当該最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、脱退手当金が支給されたとされる日の約1年前には既に別の事業所に勤務し、共済組合に加入しており、その当時脱退手当金を請求する意思を有してい

たとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成2年8月から3年9月までの期間は41万円、同年10月及び同年11月は53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月1日から3年12月25日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成2年8月から3年9月までの期間は41万円、同年10月及び同年11月は53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年12月25日）より後の4年2月18日付けで、2年8月に遡って、8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本等により、申立人は、申立期間及び上記標準報酬月額の減額処理が行われた当時、取締役であったことが確認できるところ、同社の事業主及び経理担当取締役とは連絡が取れないが、申立期間当時、申立人と同じ営業担当取締役であった同僚は、申立人は社会保険事務に関与していなかった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、遡って記録を訂正する処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成2年8月から3年9月までの期間は41万円、同年10月及び同年11月は53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果 24 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 11 万円とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成 18 年 9 月及び同年 10 月は 24 万円、同年 11 月は 26 万円、同年 12 月から 19 年 11 月までは 24 万円、同年 12 月から 20 年 6 月までは 20 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 9 月 16 日から 20 年 7 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は社会保険事務所（当時）に事後訂正の届出を行ったが、訂正後の標準報酬月額は年金の給付に反映されない記録となっている。給与明細書を提出するので給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 9 月及び同年 10 月は 24 万円、同年 11 月は

26 万円、同年 12 月から 19 年 11 月までは 24 万円、同年 12 月から 20 年 6 月までは 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人の申立期間に係る報酬月額を社会保険事務所に誤って届け出たことを認めており、また、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年4月1日）及び資格取得日（昭和35年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から35年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に退職又は休職していたことは無く、継続して一般事務に従事していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において、昭和32年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、33年4月1日に資格を喪失後、35年7月1日に同社において再度資格を取得しており、33年4月から35年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

このことについて、A社の現在の事業主に照会したところ、回答は無く、また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人に係る申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人以外に厚生年金保険の被保険者記録に空白期間がある者はいないことが確認できる。

また、上記被保険者名簿から、申立期間に被保険者となっている従業員二人に照会したところ、一人（昭和32年5月1日資格取得、41年4月1日資格喪失）は、申立人は、A社に在籍中継続して勤務しており、昭和32年5月から41年3月末まで、正社員として同じ仕事（事務）をしていたと思われる旨回答しており、また、残りの一人（昭和32年5月1日資格取得、33年7月1日資格喪失）は、申立人は、自分が退職した33年

6月にはまだ在籍していたと思う旨回答していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

さらに、上記従業員は、A社は正社員のみであり、社会保険の取扱いに変更は無かった旨供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録及び従業員の標準報酬月額の推移から判断して、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の現在の事業主から回答が得られず、当時の事業主は既に死亡していることから確認はできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年4月から35年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における資格喪失日に係る記録を昭和41年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月21日から同年12月21日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社から提出のあった人事記録及び元同僚の具体的な供述から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和41年12月21日に同社本社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和41年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B造船所における資格取得日は昭和20年9月11日、資格喪失日は21年5月1日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年9月から21年3月までは110円、同年4月は120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年9月11日から21年5月1日まで
② 昭和21年5月21日から23年6月1日まで
③ 昭和23年6月14日から24年1月10日まで

A社B造船所に勤務した申立期間①、C社D工場に勤務した申立期間②及びE社(現在は、F社)G支店に勤務した申立期間③に係る厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社B造船所における厚生年金保険被保険者記録は、同社B造船所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、昭和20年9月11日の資格取得、21年4月の標準報酬月額の改定は記録されているものの、資格喪失日は記載されておらず、申立人の基礎年金番号に統合されていない記録となっていることが確認できる。

また、A社は、同社が保管している人事資料により、「申立人は昭和20年9月11日に当社B造船所で復職勤務しているものの、退職日の記録が無く、在籍期間は確認できない。」旨回答している。

さらに、上記被保険者名簿において申立期間①に加入記録がある従業員の回答から、申立人はA社B造船所に勤務していたことがうかがえる。

一方、申立人が当該期間後に勤務したF社から提出された人事資料によれば、「A

社退職後（退職年月の記載無し）、昭和 21 年 5 月 C 社に入社」と記載されていること及び上記被保険者名簿の同年 4 月の標準報酬月額の変更記録から判断すると、申立人は、A 社 B 造船所に少なくとも同年 4 月 30 日まで在籍していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社 B 造船所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 20 年 9 月 11 日、資格喪失日は 21 年 5 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、上記被保険者名簿から、昭和 20 年 9 月から 21 年 3 月までは 110 円、同年 4 月は 120 円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、申立期間②に C 社 D 工場で加入記録がある従業員の回答から、申立人が同社 D 工場に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C 社 D 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、同工場は昭和 20 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後、22 年 6 月 1 日に再び厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間②のうち、21 年 5 月 21 日から 22 年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、C 社は、「申立期間②当時の申立人に係る資料を保有していないため、勤務実態、厚生年金保険料控除などについては不明である。」旨回答している。

さらに、上記従業員は、「当時の C 社 D 工場の事務所勤務者は、私と申立人の他に、工場長、技術部長及び経理担当者の 3 人だった。」旨供述しているところ、同社 D 工場に係る上記被保険者名簿によれば、上記従業員を除き、当該工場長、技術部長及び経理担当者の 3 人とも、申立人と同様に加入記録が無い。

加えて、当該期間における C 社 D 工場及び同社（本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同被保険者名簿の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

3 申立期間③について、F 社から提出された人事資料により、申立人が、E 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、E 社 G 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、同支店が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 24 年 1 月 1 日であり、申立期間③の大部分は適用事業所となっていない。

また、F 社は、「当時の賃金台帳が無く、厚生年金保険料控除については不明である。」と回答しており、また、当時の E 社 G 支店長は連絡先が不明であり、同社 G 支店の社会保険担当者に文書照会したものの回答が無いため、申立人の申立期間③における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人が記憶している上記 G 支店長は、F 社から提出された人事資料には、入社が昭和 22 年 2 月 3 日と記載されているが、E 社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同社 G 支店が適用事業所となった 24 年 1 月 1 日となっている。

加えて、E社G支店が適用事業所となった昭和 24 年 1 月 1 日に被保険者資格を取得している従業員は、「私は、昭和 23 年 6 月に入社したが、当時、同支店は厚生年金保険に未加入であり、適用事業所となった日に資格を取得していると思う。また、加入前の期間は保険料を控除されていなかったと思う。」と述べている。

また、当該期間におけるE社G支店及び同社（本社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同被保険者名簿の記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A事務所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同所は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出のあった賞与一覧表により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 120 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A事務所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同所は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事務所から提出のあった賞与一覧表により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、120 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 91 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 事務所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同所は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出のあった賞与一覧表により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、91 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 70 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 事務所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同所は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出のあった賞与一覧表により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、70 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 70 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 事務所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同所は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出のあった賞与一覧表により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、70 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録を 77 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 14 日

A 事務所における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同所は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間は年金の給付に反映されない記録となっている。そのため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事務所から提出のあった賞与一覧表により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、77 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和50年3月20日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和50年1月及び同年2月の標準報酬月額については、7万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月1日から51年2月21日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を50年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月30日から51年2月21日まで
A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に両社に勤めていたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和50年1月30日から同年3月20日までの期間について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失届は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月28日の後の同年3月20日付けで受け付けられ、申立人の資格喪失日が同年1月30日と遡って記録されていることが確認できる上、同年3月20日の受付で全従業員23人の資格喪失日が同年1月30日又は同年2月28日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は昭和50年3月31日であることが確認できる上、遡って資格喪失処理された全従業員23人のうち、7人から回答があり、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年2月

28日以降も同社において勤務していたとする4人は、申立人が同日以降も同社に勤務していたと供述している。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、同社の解散の年月は確認できず、上記4人のうち3人の元従業員は、「会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和50年2月28日以降も10人くらいの従業員が勤務していた。」旨供述していることから、同社は同日以降においても厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと考えられる。したがって、社会保険事務所（当時）において、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、上記回答のあった元従業員7人のうちの5人は、「当時の会社の経営状態は悪く、給料の支払も遅れるようになり、従業員は少なくなっていった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、昭和50年1月30日に資格喪失する旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失に係る処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、上記資格喪失届が受け付けられた同年3月20日に訂正することが必要と認められる。

なお、昭和50年1月及び同年2月の標準報酬月額については、申立人のA社における49年12月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和50年7月1日から51年2月21日までの期間について、A社で厚生年金保険被保険者資格を50年1月30日又は同年2月28日に喪失し、さらに、B社が厚生年金保険の適用事業所となった同年7月1日に被保険者資格を取得している7人の従業員のうち、回答のあった二人は、「申立人も、B社の設立（昭和50年3月20日）から在籍していた。」旨供述している。

また、A社からB社において、被保険者資格を取得した者は申立人を含め8人いるところ、申立人以外の7人は全員昭和50年7月1日に被保険者資格を取得しているが、申立人のみ51年2月21日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記従業員のうち申立人と同職種の者一人から提出された昭和50年5月分から51年6月分までのB社における給与明細書によると、50年8月分の給与明細書から同年7月の厚生年金保険料の控除が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和50年7月から51年1月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社における昭和51年2月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も死亡していることから確認することはできないが、同社における厚生年金保険の資格取得日が雇用保険の資格取得日と同一であることから、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同一の資格取得日を記録したとは考え難く、事業主が昭和51年2月21日を資格取得

日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、昭和50年3月20日から同年7月1日までの期間について、上記従業員は「申立人も、B社の設立から在籍していた。」旨回答していることから、申立人が当該期間にB社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記同職種の従業員から提出されたB社に係る給与明細書では、当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会B病院における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和55年12月31日）及び資格取得日（昭和56年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月31日から56年7月1日まで

A会B病院に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同病院に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、A会B病院において昭和55年11月1日に資格を取得し、同年12月31日に資格を喪失した後、56年7月1日に同病院において再度資格を取得しており、55年12月から56年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が提出した「勤務実績個人別早見表」及びA会の人事担当者の供述によると、申立人が申立期間において同会B病院に非常勤職員として継続して勤務していたことが認められる。

また、上記人事担当者は、「当病院においては、パート職員以外は厚生年金保険に加入させており、保険料を給与から控除していた。」旨供述している。

さらに、申立期間において、申立人と同様に非常勤職員であることが確認できる5人のうち、4人の被保険者記録は継続しており、未加入期間のある一人は、「自分はA会B病院を一度退職している。」旨回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA会B病院における申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年12月から56年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和36年5月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月15日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び社員台帳から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和36年5月15日に同社B事業所から同社本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和36年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年11月4日、資格喪失日に係る記録を46年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、44年11月から45年12月までは6万円、46年1月は4万2,000円、同年2月は3万円、同年3月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月4日から46年4月30日まで

B社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。私が入社したときは、A社だったが、その後、買収されてB社になった。申立期間についても、厚生年金基金からは年金を受け取っているため、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、申立人の雇用期間について、昭和44年9月30日から47年10月28日までと回答しており、同社から提出された「乗務員台帳」によると、雇入れ時の社名は、A社であり、45年11月2日にB社に社名変更されたことが確認できることから、申立人は申立期間についてA社及びB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社提出の昭和46年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人は、昭和46年1月から同年12月までの給与から、厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

さらに、厚生年金基金の記録によると、申立人は昭和44年11月4日に資格を取得し、47年10月28日に資格を喪失しており、申立期間も加入員であることが確認できる。また、当該厚生年金基金は、加入事業所名は当初、A社であったが、B社に変更された旨回答している。

加えて、B社が保管していた健康保険事業主関係事項変更届によると、昭和45年11月2日に、事業所名をA社からB社に変更していることが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿から、A社は、昭和46年4月30日に移転により厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。しかしながら、B社が適用事業所となったのは同日付けであり、申立期間は適用事業所となっていないが、同社は、適用事業所となる前の期間は、厚生年金保険については、A社で手続を行っていた旨回答している。

さらに、B社が保管していた同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得日は昭和44年11月4日と記載されていたが、社会保険事務所（当時）において同社が適用事業所となった日である46年4月30日に訂正されたことが確認できることから、同社は、申立人の厚生年金保険の適用について、44年11月4日から46年4月30日までの期間については、A社で被保険者資格を取得させるべきところを、B社で届出を行ったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、昭和44年11月から45年12月までは厚生年金基金の記録から6万円、46年1月から同年3月までは同年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、同年1月は4万2,000円、同年2月は3万円、同年3月は6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、上記厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書から、事業主が申立人の資格の取得に係る適用事業所名について社会保険事務所に誤った届出を行ったことが確認できることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年11月から46年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成3年1月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月13日から3年1月13日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の退職について、当初、平成2年12月の予定だったが、同社の都合により3年1月まで勤務を延長した。申立期間の給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された「社報」により、申立人は平成3年1月12日までA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された給与支給明細書及びB社から提出された「平成3年分所得税源泉徴収簿兼年末調整明細表」から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書及び「平成3年分所得税源泉徴収簿兼年末調整明細表」の保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、A社が加入していた健康保険組合が保管する申立人に係る健康保険被保険者資格喪失届及び同社が加入していた厚生年金基金の「厚生年金基金加入員台帳」における資格喪失日（平成2年12月13日）は、オンライン記録と一致しており、健康保険組合、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のいずれもが誤って同じ資格

喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主は、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月26日から43年3月10日まで
② 昭和43年6月7日から45年12月16日まで

平成10年10月に自身の年金記録を確認した際、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。脱退手当金を受け取った記憶は無かったが、厚生年金保険から国民年金に移った際、何らかの自分の手続ミスがあったのであろうと諦めた。ところが、昨年、脱退手当金受取の確認書をもらい、改めて年金記録を見たが、脱退手当金の受給日が国民年金保険料の初回納入日である昭和46年12月から1年以上後になっているのはおかしいし、最初に被保険者となったA社に入ったときに、「将来不利になるから、よほどのことが無い限り脱退しないように。」と言われ、肝に銘じていたので、当該脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2年後の昭和48年1月12日に支給決定されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期には、既に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、これらの手続は自分で行った旨述べていることを踏まえると、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 1 日から 37 年 6 月 2 日まで
平成 8 年に社会保険事務所（当時）に行った際、自分に申立期間の脱退手当金の支給記録があることを知り、受け取っていないとは思ったものの確認することもなく、そのままにした。今回、日本年金機構からはがきを受け取り、やはり脱退手当金を受け取っていないので申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 37 年 11 月 5 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が勤務していたA社の事業所別被保険者名簿から、脱退手当金の支給記録が確認できるのは、申立人のみであることを踏まえると、同社が申立人の委任を受けて脱退手当金の代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間より前の最初に被保険者となったB社C工場に係る期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、2回の被保険者期間のうち、当該最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の氏名は、変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、A社を退職後の昭和 37 年 6 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月 12 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 42 年 11 月 16 日から 45 年 8 月 16 日まで

平成 19 年 2 月に、年金の裁定請求をした際、脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。しかし、当時は厚生年金保険の被保険者であったことすら知らなかったため、自分で脱退手当金を請求するはずはなく、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最終事業所である A 社 B 支店に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 5 年以内に資格喪失した女性で、脱退手当金の受給資格を有する 16 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を除いて 3 名に支給記録があり、そのうち、1 名は喪失日から 4 か半月後に支給決定されているものの、残りの 2 名は喪失日から 19 か月後に支給決定がなされている上、上記 16 名のうち、連絡先が確認できた 12 名に照会したところ、7 名から回答があり、いずれも「事業所から脱退手当金に関する説明は受けていない。」と回答していることを踏まえると、同社同支店が脱退手当金の代理請求をしていたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の最初に被保険者となった C 社に係る期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

さらに、支給されたとされている脱退手当金の額は、法定支給額と 325 円相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年10月1日から53年10月1日まで
② 昭和54年4月1日から同年7月1日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社（現在は、C社）に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の標準報酬月額と相違している。各申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の標準報酬月額と相違している旨申し立てしているところ、A社及びB社が加入していたA社厚生年金基金における申立人の加入員記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、32万円と記録されていることが確認できる。

また、A社及びC社を含むグループ会社の持株会社であるD社の人事担当者は、申立人は申立期間①及び②において、グループ会社であるE社の役員を兼務し、同社からも報酬が支払われており、申立期間①については、主幹会社であるA社から、同社とE社を合算した報酬額を、社会保険事務所（当時）、厚生年金基金及び健康保険組合に届け出て、また、申立期間②については、B社から、同社とE社を合算した報酬額を同様に届け出て、厚生年金保険料は、申立期間①についてはA社において、申立期間②についてはB社において、E社の役員報酬に相当する分も含めて一括して控除していたと思われる旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、厚生年金基金の加入員記録で確認できる標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和17年6月1日から20年8月26日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は17年6月1日、資格喪失日は20年8月26日であると認められることから、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和17年6月から18年7月までは50円、同年8月から20年7月までは70円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年1月頃から20年8月頃まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の一部の期間は召集により陸軍に入隊していたが、同社に在籍していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和17年1月1日にA社において労働者年金保険の被保険者資格を取得し、18年8月に標準報酬月額の等級が変更された記録が確認できるが、当該被保険者台帳には資格喪失日の記載が無く、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていない。

また、申立人が記憶している同僚3人のうち二人は、当該被保険者台帳の記録から、申立人と同様に、A社において、昭和17年1月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、18年8月6日又は同年8月10日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、残りの一人も、オンライン記録により、17年6月1日に被保険者資格を取得し、20年9月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、A社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できないが、管轄年金事務所は、申立人及び上記同僚に係る被保険者台帳に同社の名前があることから、同社は申立期間当時に適用事業所であったと考えられる旨回答している。

さらに、B県から提出のあった申立人に係る「軍歴証明書」により、申立人は、昭和

17年5月1日から20年8月25日までの期間に、陸軍に召集されていたことが確認できる。

なお、申立期間のうち、昭和17年1月1日から同年6月1日までの期間については、労働者年金保険制度発足前の準備期間であることから、労働者年金保険の被保険者期間として算入されない期間である。

したがって、申立期間のうち、昭和17年6月1日から20年8月25日までの期間において、申立人が被保険者資格を喪失していたとは考え難く、引き続き被保険者としての資格を有していたと認められる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに、被保険者が陸海軍に徴集又は召集されていた期間については、当該期間に係る厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条本文の規定により、厚生年金保険料を徴収する権利が時効によって消滅した期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものであると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和17年6月1日であると認められ、被保険者資格喪失日は、上記「軍歴証明書」における召集解除日の翌日である20年8月26日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記被保険者台帳の記録から、昭和17年6月から18年7月までは50円、同年8月から20年7月までは70円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和23年11月9日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年5月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社B製作所における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4,500円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月9日から24年5月20日まで
A社B製作所（現在は、C社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届の控え、同社の回答並びに申立人の申立期間当時の詳細な供述から判断すると、申立人は申立期間においてA社B製作所に勤務していたことが認められる。

また、上記取得届に記載された申立人を除く従業員9人のうち6人の資格取得日は、A社B製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿によると、昭和27年以降の定時決定又は随時改定の記録しか確認できないことから、同年頃書き換えられていると考えられ、書換え前に被保険者資格を喪失している者の記録は確認できないが、上記喪失届に記載された申立人を除く9人のうち二人の資格喪失日は、オンライン記録と一致しているが、ほかの7人の喪失日は、オンライン記録と不一致又はオンライン記録が不明であることが確認できる。

一方、管轄年金事務所は、書換え前のA社B製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が無いこと及び現存している名簿に申立人の記録が無いことについて、不明である旨回答しており、申立人に係る年金記録の管理が適正に行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人がA社B製作所において昭和23年

11月9日に被保険者の資格を取得し、24年5月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記取得届において確認できる昭和23年11月の標準報酬月額の記録から、4,500円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月1日から同年8月1日まで

A社（現在は、B社）C事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、厚生年金基金加入員記録の標準報酬月額と相違している。同社では営業担当であり、厚生年金保険関係事務に関与する立場ではなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、3万3,000円と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社が加入していた厚生年金基金を引き継いだ企業年金基金の記録によると、申立期間の標準報酬月額は5万6,000円と記録されており、B社の厚生年金保険担当者及び同基金の担当者は、「申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金への届出は、複写式の届出用紙を使用していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（5万6,000円）に係る届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を5万6,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年5月1日から5年11月1日までの期間における標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、3年5月から5年9月までは53万円、同年10月は44万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成5年10月1日から6年4月30日までの期間については、その主張する標準報酬月額（53万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額（平成5年10月については上記訂正後の標準報酬月額（44万円））を53万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から6年4月30日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では申立期間当時、取締役であったが、厚生年金保険関係事務に関与する立場とは無関係のシステム開発部長であった上、今回、提出した自分自身に係る同社発行の所得税源泉徴収簿からも、自分が主張する厚生年金保険の標準報酬月額に基づく保険料が控除されているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成3年5月から5年10月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、3年5月から5年3月までは53万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで44万円に遡って減額訂正されている上、4年6月から5年10月までは、44万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成6年4月30日）より後

の6年7月7日付けで4年6月に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、オンライン記録によると、A社において、4人の従業員について、申立人と同様、標準報酬月額の変及減額訂正が行われていることが確認できる。

また、申立人が提出した平成3年12月から6年3月までの期間に係る所得税源泉徴収簿によると、減額訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

一方、A社の元事業主は、「当時、厚生年金保険料の滞納があり、その処理のため社会保険事務所の担当者の指導に従い、従業員の標準報酬月額の変及訂正に応じた。」旨供述している上、申立人及び複数の元従業員は「当時、同社の経営は厳しく、給与の遅配があった。」旨供述している。

A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、上記減額訂正が行われた当時、同社の役員であったが、同社の複数の元従業員は、「申立人は、申立期間当時、システム開発部長であり、厚生年金保険関係事務には関与していなかった。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月7日付け及び6年7月7日付けで行われた当該変及訂正処理は、事実を即したものと考えることは難しく、社会保険事務所において上記標準報酬月額の変及処理を行う合理的な理由は無く、当該期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年5月から5年9月までは53万円、同年10月は44万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成5年10月から6年3月までの期間については、申立人は、自身の標準報酬月額は53万円であった旨主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した上記所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額から、53万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月5日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主から提出された銀行の給与振込確認書及び仕訳明細一覧表により、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記仕訳明細一覧表において確認できる保険料控除額及び賞与額から、100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料の納付に係る資料の保管は無いものの、会社廃業時の決算の際、帳簿上の不整合は無かったこと及び控除した保険料の支払を滞らせたことも無かったこと等から、納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額を、平成9年9月は53万円、同年10月及び同年11月は50万円、同年12月は36万円、10年1月から同年9月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から10年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成9年9月は53万円、同年10月及び同年11月は50万円、同年12月は36万円、10年1月から同年9月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の標準報酬月額に係る資料を保管していないものの、社会保険事務所（当時）からの納入告知書どおりに納付したとしていることから、事業主は、上記給料支払明細書に

において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年5月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②について、申立人のB社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和50年12月1日であると認められることから、申立期間②における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月28日から同年5月1日まで
② 昭和50年7月30日から同年12月1日まで

B社に勤務していた期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和48年7月から50年11月末まで一度も辞めることなく継続して勤務していたが、A社においても厚生年金保険の加入記録があった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、同じ事業主が経営するA社及びC病院において継続して被保険者記録があることが確認できる。

一方、申立人は、昭和48年7月に入社して50年11月末に退社するまで、B社に継続して勤務していたと主張しており、申立期間①当時に同社において勤務していた複数の同僚及び従業員も、申立人は同社において体育指導員として継続勤務していた旨供述している。

また、申立人と同様に申立期間①当時もB社に勤務していた上記複数の同僚及び従

業員の厚生年金保険の加入記録をみると、申立人と同様に同じ事業主が経営するA社及びC病院において被保険者記録があることが確認できる。

さらに、上記複数の同僚及び従業員は、B社に勤務していた期間に健康保険証に記載されていた事業所名が変わったことがあっても、保険料は勤務していた全ての期間で控除されていた旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、B社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和49年7月18日より前の申立期間①について、同じ事業主が経営するA社において厚生年金保険に加入し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、雇用保険の加入記録、申立人の記憶、複数の同僚及び従業員の供述から判断すると、申立人は、当該期間もB社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、複数の同僚及び従業員について、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）である昭和50年11月25日から約2か月後の51年2月5日付けで50年10月の定時決定が取り消され、同年7月30日に遡って資格喪失処理が行われており、申立人についても、51年2月5日付けで50年7月30日に遡って資格喪失処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録では、B社に関する別の申立てについて、年金記録確認D地方第三者委員会の決定に基づくあっせんにより、現在、同社の全喪日は、昭和50年12月1日に変更されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、昭和50年7月30日に申立人に係る被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、B社における上記変更後の全喪日である同年12月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、B社に係る遡及処理前の上記被保険者名簿の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月まで

私の母は、私が学生で 20 歳になった昭和 62 年*月頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、加入した 62 年 1 月から私が就職する直前の平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が学生で 20 歳になった昭和 62 年*月頃に、私の国民年金の加入手続きを行い、加入した 62 年 1 月から私が就職する直前の平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人は申立期間において学生であったとしていることから、申立期間は国民年金の任意加入が可能な期間であるが、オンライン記録によれば、申立人が申立期間当時において国民年金に任意加入していれば払い出される国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。なお、オンライン記録によれば、申立人に対し、平成 9 年 1 月に厚生年金保険の記号番号を基に基礎年金番号が付番されていることが確認できる。

また、オンライン記録によれば、平成元年 4 月の国民年金の被保険者資格の喪失記録及び 10 年 2 月の同資格の取得記録は、10 年 4 月にそれぞれ追加されていることが確認できることから、申立期間は当該記録の追加時点より前においては、国民年金に加入していなかった期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続きを行い申立期間の保険料を納付していたとする申立人の母親は、「娘の国民年金の加入手続きは、A 市で行った。」と述べているが、申立人の戸籍の附票によれば、申立人は、昭和 60 年 4 月から平成元年 3 月までの期間は、住民票を B 市に異動していることが確認できることから、申立人の母親が申立期間当時、

申立人の住民登録のないA市で申立人の国民年金の加入手続をすることはできない。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付してきたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人の母親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 2 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 2 月から同年 6 月まで

私は、最初に勤めた会社を退職した昭和 56 年 2 月頃に国民年金の加入手続をして、申立期間の国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 56 年 2 月に退職した後、同月に国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の 59 年 9 月頃に払い出され、当時居住していた区の国民年金被保険者氏名索引簿にも「59. 9. 27」の日付印が押されており、申立人が 59 年 9 月に国民年金の加入手続したことが確認でき、当該払出時点では申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたこと、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から50年12月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和52年6月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から同年 9 月まで
私の父は、昭和 63 年 1 月に区役所で私の国民年金の加入手続をしてくれた。両親は家族の国民年金保険料の納付をしており、私の分だけ保険料を納付しないはずがない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、父親が昭和 63 年 1 月に申立人の国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成 3 年 1 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から48年3月まで
私と元妻は、区役所で婚姻届等の手続を行った際、国民年金の加入手続を行った。その後、元妻は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で昭和49年8月に払い出された元妻は、婚姻する48年3月より前の期間に係る申立人及び自身の保険料を納付した記憶は無いと説明していること、元妻は、申立期間のうち厚生年金保険被保険者期間を除く47年6月から48年3月までの期間は未納となっていることなど、申立人の元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から10年2月までの期間及び13年11月から14年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月から10年2月まで
② 平成13年11月から14年8月まで

私は、申立期間①当時は学生だったので、母が申立期間①の国民年金保険料を納付してくれていたと思っている。また、申立期間②は、私が求職中にハローワーク内の窓口で保険料を月額9,000円に減額してもらって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、母親は、保険料の納付額、納付方法及び納付場所に関する記憶が曖昧であること、申立人の基礎年金番号は平成10年4月15日に付番され、当該期間に係る資格取得及び資格喪失記録は14年4月11日に記録追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたこと及び別の基礎年金番号が付番されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、ハローワーク内の窓口で月額9,000円に減額された保険料を納付したと説明しているが、ハローワークで保険料を納付すること及び保険料を月額9,000円に減額することは、制度上できなかったこと、申立人は、保険料を納付した時期及び月数に関する記憶が曖昧であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11160

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 10 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月から 57 年 6 月まで

私は、両親から国民年金の加入手続を強く勧められ、昭和 51 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。私が一緒に保険料を納付していた夫は納付した記録がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、現在所持する年金手帳の「被保険者となった日」が昭和 51 年 4 月 1 日、56 年 10 月 21 日と記載されていることをもって、それぞれ同日に国民年金に加入し、保険料を納付していたはずであると説明しているが、当該事項は、国民年金被保険者資格を取得した日であり、実際に国民年金の加入手続や保険料の納付を行った時点を示すものではない。

また、申立人は、昭和 51 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、区出張所で保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成元年 12 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月までの期間及び 4 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から平成 2 年 3 月まで
② 平成 4 年 2 月

私は、会社の担当者から退職後の国民年金の手続を教えてもらい、手続をした記憶がある。申立期間①は、母が私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間②は、私が市役所で手続を行い、保険料を納付したように思う。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその母親は国民年金の加入手続に関する記憶が無いほか、申立期間①については母親は保険料の納付額、納付頻度等に関する記憶が曖昧であり、申立期間②については申立人は保険料の納付を行ったかについては分からないと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 5 年 4 月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳では、4 年 10 月 20 日に国民年金被保険者の資格を取得していることが確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるほか、申立人及びその母親は申立期間当時に上記の手帳以外の手帳を所持していた記憶が無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から58年12月まで

私は、32歳か33歳の頃に姉から国民年金の特例納付を勧められて、約50万円の国民年金保険料を区役所か区出張所で納付した。その後の保険料は私が、送られてきた納付書で区役所や区出張所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は特例納付を行ったとする当時の国民年金の加入手続は憶えていないと説明しており、特例納付により納付したとする保険料の納付期間、納付時期及び特例納付後に納付したとする保険料の納付額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年2月頃に払い出されており、当該払出時点では特例納付は実施されておらず、申立期間の保険料は時効により納付することができない期間であるほか、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が定かでなく、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から同年11月までの期間及び10年2月から12年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年9月から同年11月まで
② 平成10年2月から12年4月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間を含む平成9年9月以降の未納となっていた国民年金保険料は、私が12年頃に届いた納付書で遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付時期、納付場所、納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人が未納となっていた保険料を遡ってまとめて納付したとする平成12年時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が平成12年頃に納付したとする保険料額は、当該期間の保険料額と大きく相違するほか、申立人に対して14年2月6日に過年度納付書が作成されたことがオンライン記録で確認でき、この時点で当該期間のうち、12年1月以降の期間の保険料が未納であったものと推測されるが、申立人は14年頃に保険料を遡って納付した記憶が無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年12月から42年3月まで
私の父は、私が20歳になった昭和40年*月に、私の国民年金の加入手続を行った。私の申立期間の国民年金保険料は、父が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、私が20歳になった昭和40年*月に、私の国民年金の加入手続を行った。私の申立期間の国民年金保険料は、父が納付してくれていたはずである。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、申立人が20歳になった昭和40年*月ではなく、43年10月頃に払い出されていることが推認でき、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、40年12月から41年6月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和41年7月から42年3月までの期間は、保険料を過年度納付することができるものの、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、「父から、保険料を遡って納付したことやまとめて納付したと聞いたことはない。」と述べている。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い申立期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の父親から、申立期間当時の加入状況及び保険料の納付状況を聴取することはできないため、当該納付状況等を確認することができない。

加えて、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

このほか、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわ

せる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11165 (事案 3183 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月に A 区役所 B 出張所において国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を A 区及び転居後の C 区において納付してきた。なお、C 区では、一時期、私の兄が私の保険料を納付してくれていたこともあるが、年金記録確認地方第三者委員会から、記録の訂正はできない旨の通知をもらった。しかし、当該委員会の判断後、私の兄嫁が、「あなたの国民年金手帳に保険料を納めたときのスタンプ(検認印)が押されていたことを憶えている。」と証言してくれたので、申立期間に係る保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回の申立てに係る審議において、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳について、所持していた記憶が無く、また、当時行われていた印紙検認方式による国民年金保険料の納付の記憶が無いとしているなど保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間の一部の保険料を納付したとされる兄から当時の納付状況を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料の納付を示す新たな証言として、「兄嫁が、『あなたの国民年金手帳に保険料を納めたときのスタンプ(検認印)が押されていたことを憶えている。』と証言している。」と主張し、また、前回の申立てにおいて、申立期間当時の国民年金手帳を所持していた記憶が無いとしていたが、今回、申立期間当時の国民年金手帳を提出している。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳のうち、申立期間当時の昭和 37 年 12 月 27 日発行の A 区 B の住所地の記載がある国民年金手帳によれば、申立期間である 36

年度、37年度及び38年度の左右のページに検認印が無く、印紙も貼付されていないことが確認できる。

また、前述の国民年金手帳のほかに申立人が所持する昭和39年10月1日発行のC区の住所地の記載がある国民年金手帳によれば、申立期間である36年度、37年度及び38年度の左側のページには検認印が無く、その右側のページは割印が押され切り取られていることが確認できる。このことについて、申立人は、「右側の切り取られたページにスタンプが押してあった。」と述べているものの、制度上、検認印は左側のページに押し、右側のページは印紙を貼付するものである。その上、当該手帳の発行時期からみて、当該国民年金手帳により申立期間の保険料を現年度納付することはできないことから、当該年度の左側のページに検認印が無く、右側のページが切り取られて割印が押されたものと推認できる。

これらのことを踏まえると、申立人の国民年金手帳にスタンプが押されていたとする義姉の証言は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情と認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から同年5月まで
私は、会社を辞めた平成12年12月にA市役所で国民年金の加入手続をし、そのときに申立期間の国民年金保険料を、同市役所で一括して納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を辞めた平成12年12月にA市役所で国民年金の加入手続をし、そのときに申立期間の国民年金保険料を、同市役所で一括して納付した。」と主張している。

しかしながら、申立期間の保険料は、申立人が保険料を納付したと主張する平成12年12月時点において、時効により納付することはできない。

また、申立人は、「申立期間の保険料をいくら納めたか全く憶^{おぼ}えていない。」と述べており、申立期間の保険料の金額の記憶が曖昧であり、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から8年7月までの期間及び10年10月から13年12月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年11月から8年7月まで
② 平成10年10月から13年12月まで

私は、申立期間①は会社を辞めた後であり、申立期間②は外国の大学院に通っており、それぞれの期間において経済的に余裕がなかった。このため、私の申立期間①及び②に係る国民年金保険料は、私の母が後から納付してくれた。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「会社を辞めた後であり、経済的に余裕がなかったため、私の申立期間①に係る国民年金保険料は、私の母が後から納付してくれた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号を基に平成9年1月に付番されており、また、申立期間①当時に、申立人に対し国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①は、オンライン記録によれば、平成16年1月29日付けで国民年金の加入期間として記録が追加されたものである。このことから、申立期間①は、当該記録が追加される前においては、国民年金に加入していない期間であり、当該期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母親が申立人の申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「外国の大学院に通っており、経済的に余裕がなかったため、私の申立期間②に係る保険料は私の母が後からまとめて納付してくれた。」と主張している。

しかしながら、申立期間②については、オンライン記録によれば、申立人に対して平成10年10月1日を勸奨事象発生日とする未適用者一覧表（最終）が12年8月21日に作成されていることが確認できることから、申立人は、申立期間②のうちの10年10月から12年8月までの期間において、国民年金に加入していないことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立期間②の直後の平成14年1月から同年3月までの期間の保険料は、16年2月27日に納付されていることが確認できる。その上、申立人の母親は、「申立人の国民年金の加入手続を行った際に、口座振替を希望した。」と述べているところ、申立人に係る口座振替の開始通知発行日は、16年2月とされていることがオンライン記録から確認できる。さらに、前述のとおり、申立期間①は16年1月29日に記録追加されている。これらのことから、申立人の申立期間②に係る国民年金の加入手続は16年1月末から同年2月末までの間に行われたものとするのが自然であり、申立期間②は、上述の同年2月の保険料の納付時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母親が申立人の申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母親が申立人の申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年3月から16年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年3月から16年1月まで
私の母は、私の結婚前の国民年金保険料約50万円を私の結婚が決まった平成15年6月から結婚した同年12月までの間に納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、母親が納付したとする金額は、申立期間の保険料額と大きく相違するほか、母親は、郵便局で保険料を納付したと思うと説明しており、納付場所の記憶が曖昧である。郵便局では、平成14年6月以降の保険料の領収済通知書が保存されているが、母親が納付したとする15年6月から同年12月までの間の保険料の領収済通知書の中に、申立人のものは無いなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

私は、市役所で国民年金の加入手続を行い、夫が事業を開始した昭和59年7月頃から私か夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。また、その前の同年6月までの期間についても保険料を納付していたように思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人又はその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、夫が事業を開始した昭和59年7月頃から夫婦二人分の保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の61年5月頃に払い出されている。この手帳記号番号の払出時期については、申立人は、当時は帰化する前の在日外国人であり、在日外国人が国民年金の強制加入適用とされた57年1月1日時点では35歳を超えており、60歳に到達するまで保険料を納付したとしても受給資格期間を満たすことができなかったが、その後61年4月に、厚生年金保険脱退手当金の計算の基礎となった期間及び上記の強制加入適用前の適用除外期間が合算対象期間（カラ期間）とされるほか、60歳到達後の任意加入が可能とされる制度改正が行われたため、受給資格期間を満たすことができるようになったことから、この時期に国民年金の加入手続を行ったと考えられる。

また、上記の手帳記号番号払出時点では、申立期間のうち昭和59年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、その後の59年4月から61年3月までの期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は遡って保険料を納付したことはないと説明していることなど、申立人又はその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 57 年 3 月まで
私は、結婚後に学生時代の申請免除期間の国民年金保険料を何回かに分けて追納した。申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を追納した時期、追納場所、追納金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和 58 年 6 月に婚姻する前の同年 3 月に転居しており、その住所変更及び氏名変更の手続は昭和 60 年 8 月 5 日に行われていることが申立人の所持する年金手帳で確認でき、同月 26 日に過年度保険料の納付書が発行されていることがオンライン記録で確認できることから、申立人が遡って追納したと説明している保険料は 59 年 3 月から 60 年 3 月までの期間の保険料と考えられること、オンライン記録に申立人が保険料の追納申込を行った記録は無いことなど、申立人が申立期間の保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月から57年9月までの期間及び60年1月から61年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年3月から57年9月まで
② 昭和60年1月から61年7月まで

私の母は、私が20歳になった昭和56年*月に、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。学生時代は免除申請をしたが、私の母が後日送付されてきた納付書で追納したはずである。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和56年*月に母親が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は60年1月に払い出されていること、当該払出時点で過年度納付することが可能な57年10月まで遡って保険料を納付しているが、その前の当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②については、申立人の申請免除期間の保険料を追納したとする母親は、追納したのは1回のみであると説明しており、当該期間直後の昭和61年8月から62年3月までの期間の保険料が平成8年8月26日に追納されていることがオンライン記録で確認でき、追納したとする保険料額は、当該納付済みの追納加算保険料額におおむね一致すること、当該追納時点で、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成 3 年 3 月まで

私は、平成 4 年 9 月に会社を辞め、夫の被扶養者となった頃、婚姻前の未納であった期間の国民年金保険料に係る納付書が郵送されてきたので、28 万円ぐらいの金額をまとめて 1 回で遡って納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳によると、申立人の初めて国民年金被保険者となった日は、申立期間直後の平成 3 年 4 月 11 日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から61年3月まで
私は、20歳になった昭和60年*月頃だったと思うが、A区B出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が、20歳になった昭和60年*月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間の後の平成3年1月頃に払い出されていることが推認できる。その上、申立人は、「現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶が無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所及び納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から58年3月まで

私の父は、昭和56年1月頃に区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。私が所持している年金手帳にも「初めて被保険者となった日 昭和56年1月16日」と記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父は、昭和56年1月頃に区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間の後の昭和58年5月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、56年1月から同年3月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和56年4月から58年3月までの期間については、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、保険料を遡って過年度納付することが可能な期間であるものの、申立人は、「申立期間の保険料は、半年分とか1年分とかをまとめて納付しており、後払いはしていないと思う。」と述べている。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続き及び保険料納付を行ったとする申立人の父親から当時の状況を聴取することができないため、当時の納付状況等を確認することができない。

なお、申立人は、「私が所持している年金手帳には『初めて被保険者となった日 昭和56年1月16日』と記載されている。」としているが、当該年月日は、国民年金の被保険者の20歳到達日や厚生年金保険の被保険者資格の喪失日等を基に被保険者資格の

取得日が記載されているものであり、実際に保険料の納付を開始した時点を表すものではない。

加えて、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月

私は、結婚のため会社を辞めた平成元年 11 月頃だったと思うが、区の出張所で年金の相談をした際、国民年金の加入を勧められ、国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、後から送られてきた納付書により私が納付した。所持している年金手帳にも資格取得日として「平成 1 年 11 月 1 日」と記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、結婚のため会社を辞めた平成元年 11 月頃に国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、後から送られてきた納付書により私が納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間より後の平成 4 年 2 月頃に払い出されていることが推認できる。その上、当該手帳記号番号の払出しの時点より前に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は、オンライン記録によると、平成 6 年 1 月 24 日付けで国民年金の加入期間として記録が追加されたものであることが確認できる。このことから、当該記録が追加される前においては、申立期間は国民年金に加入していない期間であり、申立期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

なお、申立人は、「私が所持している年金手帳には A 社会保険事務所（当時）のハンコが押され、資格取得は平成 1 年 11 月 1 日と記載されている。」と述べているが、当該年月日は、国民年金の被保険者の 20 歳到達日や厚生年金保険の被保険者資格の喪失日等を基に被保険者資格の取得日が記載されているものであり、実際に保険料の納付を開始した時点を表すものではない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び保険料の納付金額の記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月までの期間、61 年 4 月から同年 7 月までの期間、平成元年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 12 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 7 月まで
③ 平成元年 2 月及び同年 3 月

私は、会社を退職した後の昭和 60 年 1 月頃に区役所で国民年金の加入手続をし、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付してきたと思う。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職した後の昭和 60 年 1 月頃に区役所で国民年金の加入手続をし、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付してきたと思う。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立人に係る国民年金の第 3 号被保険者の手続が行われた平成 2 年 12 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立期間①、②及び③の当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間①及び②は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間③は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、保険料を遡って納付することは可能な期間であるが、申立人は、「遡って保険料を納付した記憶は無い。」と述べている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年12月から48年2月までの期間及び49年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月から48年2月まで
② 昭和49年7月から同年10月まで

私は、会社を退職する都度、国民年金に加入して国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付場所及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和52年3月頃に払い出されており、申立期間はいずれも平成12年2月9日に資格取得年月日及び喪失年月日が記録追加されていることがオンライン記録により確認でき、当該記録追加される前までは、申立期間はいずれも未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であること、当該記録追加時点では、申立期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立人に対して、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から 53 年 1 月までの期間、54 年 2 月から 55 年 4 月までの期間及び 60 年 5 月から 61 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 3 月から 53 年 1 月まで
② 昭和 54 年 2 月から 55 年 4 月まで
③ 昭和 60 年 5 月から 61 年 8 月まで

私は、会社を退職した昭和 54 年 2 月頃に、区役所で国民年金の加入手続を行い、窓口の担当者から「今なら過去の国民年金保険料を遡って納付できる。」と説明され、厚生年金保険加入前の 52 年 3 月から 53 年 1 月までの国民年金保険料を納付した。その後は、退職する都度、国民年金の加入手続を行い、区役所窓口か金融機関で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間③より後の昭和 63 年 9 月に払い出されており、オンライン記録によると、申立期間②及び③は、平成 4 年 8 月に国民年金被保険者の資格取得及び資格喪失の記録が追加されたことにより、未加入期間から未納期間へと記録整備されたものであることから、当該手帳記号番号が払い出された時点及び記録整備された時点では、申立期間①、②及び③は、いずれも時効により、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで
私の父は、私が 20 歳になった頃に市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親は、加入手続の時期、納付頻度及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和54年4月時点で、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であり、申立人の特殊台帳によると、申立期間直後の昭和53年度の保険料は過年度納付されていることが確認できるものの、申立人は、昭和53年4月以降は自身で保険料を納付しており、申立期間の保険料を含め昭和53年度の保険料を遡って納付した記憶は無いと説明している。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 11190 (事案 5916 及び 8374 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 56 年 8 月までの期間及び 58 年 8 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 56 年 8 月まで
② 昭和 58 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 3 月に国民年金に任意加入し、61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間①のうち 56 年 6 月から同年 8 月までの期間が国民年金に未加入で、申立期間の全ての保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していることを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付額等の記憶が曖昧であり、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間①途中の昭和 56 年 6 月 18 日に国民年金の任意加入資格を喪失したと記載されているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 10 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は再申立てを行い、当初の審議結果に納得できないと説明しているが、新たな関連資料、参考情報等の提出は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないとして、平成 22 年 9 月 8 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、再申立ての審議結果に納得できないとして再々度の申立てを行っているが、申立人からは、委員会の当初の決定を変更するに足りる新たな関連資料の提供や具体的な説明は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から51年3月まで

私は、上京していた大学生のときに、時期は不明だが、母から電話で「妹と同じように、私の国民年金保険料を過去の2年間分も含めて納付しておく。」と連絡を受けた。大学卒業後、申立期間より後の保険料は私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができない上、申立人は、母親が納付してくれた保険料を後日返金したとするが、返金した時期、方法及び金額に関する記憶が曖昧であるため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間よりも後の昭和53年5月に、申立人が当時居住していた区において払い出されており、オンライン記録によると、当該払出時点で、過年度納付することが可能な申立期間直後の51年4月まで遡って保険料を納付していることは確認できるものの、申立期間の保険料を遡って納付するためには、当該手帳記号番号が払い出された頃に実施されていた第3回特例納付を利用する必要があったが、申立人は当該特例納付によりまとめて保険料を納付した記憶は無いと説明している。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区、申立人の実家があった市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情

も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から12年3月まで

私は、20歳になった平成9年*月頃に国民年金保険料の納付書が送付されてきたが、当時は学生で収入が無かったため、市役所出張所で保険料の免除申請手続きを行ったと思う。あるいは、母が本籍地で免除申請手続きを行ってくれたかもしれない。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、免除申請の手続場所、時期、提出書類及び決定通知書に関する記憶が曖昧であり、申立人が免除申請を行ってくれたかもしれないとする申立人の母親は、免除申請の時期、提出書類及び決定通知書に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が申立期間の保険料を申請免除されるためには、免除申請手続きを3回行う必要があるものの、申立人は同手続きを1回しか行っていないと説明しているほか、申立人は母親が本籍地において手続きを行ってくれたかもしれないと説明するが、免除申請手続きは、被保険者の住所登録地において行うこととされているため、制度上、本籍地において申立期間の保険料に係る免除申請手続きを行うことはできないなど、申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年5月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月から7年2月まで
私の母は、私が就職するまで国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、国民年金の加入手続の時期及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の母親は、申立人が申立期間当時に居住していた市で保険料の納付を始めたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は転居後の区で平成7年11月頃に払い出されていること、オンライン記録から、9年3月6日に過年度納付書が発行された7年3月分の保険料は、9年4月30日に過年度納付され、7年2月分の保険料は、時効期間を経過した後の納付により9年6月2日に還付決議されていることがそれぞれ確認でき、上記過年度納付時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を受領、所持した記憶が曖昧であり、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から11年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から11年6月まで

私の母は、私が20歳になった頃に市役所から私の国民年金保険料の納付書が届いたので保険料の納付を始めた。その後、母の仕事が忙しくなり保険料を納めなくなったが、市役所から保険料を納付するように督促の電話があり、それまで未納となっていた保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親は、申立期間の保険料の納付時期及び保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、母親は仕事が忙しくなり保険料を納めなくなったが、市役所から保険料を納付するようにとの督促の電話があり、それまで未納となっていた保険料を納付してくれたと説明しているが、申立期間直後の平成11年7月から12年9月までの保険料が13年8月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該過年度納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月から同年10月までの期間及び平成元年8月から2年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年3月から同年10月まで
② 平成元年8月から2年2月まで

私は、昭和62年2月に会社を退職した後に、時期は定かでないが国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期、申立期間の保険料の納付場所、納付頻度、保険料額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成2年5月頃に払い出されており、申立人が所持する年金手帳の「被保険者となった日」欄には「平成2年3月28日」と、「被保険者の種別」欄には「強3号A」とそれぞれ記載され、申立人は当該日に初めて第3号被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年10月から12年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月から12年10月まで

私の母は、申立期間のうち、平成11年10月から12年5月までの国民年金保険料は父名義の金融機関口座から、12年6月から同年10月までの保険料は母名義の別の金融機関口座からそれぞれ口座振替で納付してくれており、当時の通帳にもその保険料の納付が記帳されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親は、申立人が平成11年8月に会社を退職した直後に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、同年10月の保険料から口座振替により納付したと説明しているが、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年9月1日を勧奨事象発生日として、申立期間後の13年2月20日に第1号・第3号被保険者取得勧奨に係る未適用者一覧表（最終）が作成されていることがオンライン記録で確認でき、申立人は申立期間当時に厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行っていなかったと考えられる。

また、申立人の説明のとおり、平成11年10月分から12年5月分までの保険料が父親名義の金融機関口座から、12年6月分から同年10月分までの保険料が母親名義の金融機関口座からそれぞれ振り替えられていることが預金通帳から確認できるが、母親は、父親名義の金融機関口座のある金融機関が経営破綻したため、母親名義の金融機関口座からの保険料振替に切り替えたと説明しており、母親名義の金融機関口座のある金融機関が保存している口座振替依頼書の記載から、12年5月16日に姉の保険料を当該口座から振り替える旨の申込みが行われていることが確認できるほか、申立人の姉が申立期間の保険料を納付済みであることから、上記の金融機関口座からの保険料振替は姉の保

険料に係るものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年6月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年6月から同年11月まで

私は、会社に勤務していた際、国民年金保険料の納付書が送付されてきたが、すぐに納付できなかつたため遅れて1か月ごとに保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付時期に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録から平成12年12月21日に申立人へ加入勧奨が行われ、14年11月26日に未加入期間国年適用勧奨に係る勧奨関連一覧（最終）が作成されていることから、申立人は、申立期間当時厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていなかったと考えられること、申立人は、保険料の納付書が送付されてきたが、すぐに納付できなかつたため遅れて1か月ごとに保険料を納付したと説明しているが、申立期間後の12年12月から14年5月までの保険料を毎月過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、申立人の説明は、これを指していると考えられること、申立期間直後の12年12月の保険料は15年1月に過年度納付されており、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から6年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から6年11月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡ってまとめて納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親は、申立期間の保険料の納付時期及び納付場所に関する記憶が曖昧であるほか、父親が申立期間の保険料を遡ってまとめて納付したとする金額は申立期間の保険料額と大きく相違する。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号を基に平成9年1月に付番されており、当該基礎年金番号により国民年金第1号被保険者資格を取得した12年1月時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は父親から年金手帳を受け取った記憶はないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年12月まで

私は、婚姻を契機に国民年金に加入した後、市役所から、会社を退職したときから婚姻するまでの期間の国民年金保険料が未納となっているとの連絡があったので、請求された保険料を市役所支所で全て納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は申立期間の保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和63年2月頃に払い出されており、当該払出時点で納付することが可能な申立期間直後の61年1月以降の保険料は過年度納付及び現年度納付されている一方、申立期間はこの払出時点では時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は加入手続を行い遡って保険料を納付したのは一度だけであると説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月、59年12月、63年5月、同年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年12月
② 昭和59年12月
③ 昭和63年5月
④ 昭和63年7月及び同年8月

私の父親は、私が大学を卒業した後に、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は私が納付していた。私は厚生年金保険適用事業所を辞めるたびに区出張所で国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の申立期間を含む昭和58年12月1日から平成元年10月1日までの国民年金被保険者資格の得喪記録は3年3月13日に追加されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間は申立期間当時は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができないほか、当該記録追加時点でも申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の再加入手続を区出張所で行い、保険料の納付書を発行してもらい保険料を納付していたと説明しているが、当該区出張所では納付書の発行はしっておらず保険料を納付することができなかった。

さらに、申立期間①及び②については、申立人は厚生年金保険適用事業所を辞めるたびに区出張所で国民年金の再加入手続を行い、年金手帳の国民年金の記録欄に資格の得喪を記載してもらっていたと説明しており、申立人が所持する年金手帳の申立期間①及び②の被保険者の種別には「1号一強」の印が押されているが、この記録は当該期間後の国民年金の第1号被保険者の種別が開始された昭和61年4月以降に記載されたもの

で、当該期間当時に記載されたものではないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から62年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から62年1月まで

私の妻は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料を納付してくれていたとする妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、会社を退職後に自分で立ち上げた会社が厚生年金保険の適用事業所になるまで、妻が夫婦の国民年金及び国民健康保険の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと説明しているが、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、平成9年1月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月から9年3月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が学生だった期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができず、母親は申立人の保険料の納付に関して憶えていないと説明しているため、当時の納付状況等が不明である。

また、母親は、申立人及びその弟の学生期間の保険料は親が納付していたと説明しているが、申立人の弟の20歳から大学卒業までの期間の保険料は未納であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成7年12月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から同年 9 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から同年 9 月まで
私は、昭和 53 年 5 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金定額保険料を納付した。また、同年 7 月に付加保険料の納付の申出を行い、申立期間の付加保険料を納付した。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 53 年 7 月に付加保険料の納付の申出をしたときに付加保険料を納付し、区役所窓口の係員に年金手帳に領収日印の無い領収証書を綴じられ、これが納付の証拠になると言われたと説明しているが、申立人が所持する申立期間に係る付加保険料の領収証書等は、納付書兼納入済通知書、原符及び領収証書の 3 枚綴りで、領収日印が押されておらず、これを使用して納付したとは認められないこと、また、申立人は、申立人が当時居住していた区から送られた 53 年 8 月 23 日付けの記載更生通知書を所持しており、この更正通知書は年金手帳を持参しないで変更手続等をした場合に後日送付されるものであることから、申立人は、当該申出をしたときに年金手帳を持参していなかったことがうかがえるほか、別の時期や納付方法で申立期間の付加保険料を納付したことはないと説明していることなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から同年11月まで
私が20歳になった昭和57年*月に、私の国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付は父が勤務していた会社で行ってくれた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が勤務していた会社が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親から当時の申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立人の父親が勤務していた会社が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたと説明しているが、申立人の父親が勤務していた会社では従業員の家族の国民年金の加入手続や保険料の納付をしていなかったと説明している。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成元年4月頃に払い出されていること、申立人が所持する年金手帳には初めて被保険者となった日が昭和63年3月25日と記載されており、申立期間は未加入期間であることから、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が勤務していた会社が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 12 月及び 55 年 1 月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月及び 55 年 1 月

私は、昭和 54 年 12 月に区役所で国民年金の加入手続と同時に付加保険料の納付の申出も行い、付加保険料を含む国民年金保険料を区役所で納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する年金手帳には「附加 55 年 2 月分から」と記載されており、昭和 59 年 5 月に作成された年度別納付状況リスト及びオンライン記録においても、申立人は、申立期間直後の 55 年 2 月に付加保険料の納付の申出を行ったものとされており、申立期間については、付加保険料の納付の申出をする前の期間であったことから、制度上、付加保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月16日から35年7月1日まで
② 昭和35年10月から36年2月24日まで
③ 昭和36年8月25日から同年9月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。また、B社に勤務した期間のうち、申立期間②及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。両社には申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、申立人と同日に厚生年金保険手帳記号番号を払い出された従業員3人が確認できるが、うち一人から回答が得られたものの申立人を記憶しておらず、勤務状況を確認することはできない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる申立期間①当時の従業員は、既に死亡又は連絡先が不明なため照会をすることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿において確認できる申立期間②当時の従業員は、ほとんどの者が死亡又は連絡先が不明なため照会をすることが困難であり、回答のあった二人の従業員は申立人を記憶していないと供述していることから、申立期

間②の勤務状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、B社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人に係る昭和36年10月の定時決定の記録が確認できる。

しかしながら、申立人のB社における資格喪失日は、昭和36年8月25日であるところ、当時の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の社会保険事務所（当時）における締切日は当該年の8月10日であることから、上記の申立人の定時決定の記録は資格喪失前に記録されたことがうかがえる。

また、昭和36年8月25日以降の申立人の勤務状況については、事業主及び従業員から供述を得ることができないことから、勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月から同年9月まで
A社(現在は、B社)C支店から同社D支店に転勤となった際の厚生年金保険の標準報酬月額が下がっているが、納得がいかないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C支店から同社D支店に転勤となった際、標準報酬月額が3万3,000円から2万6,000円に下がっているが、給料は下がったことはないのに、異動後に標準報酬月額が低額になるのはおかしいと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人がA社D支店の被保険者資格を取得した昭和36年2月13日に、同社同支店において資格を取得した従業員7名が確認でき、当該7名について、異動前の支店における資格喪失時の標準報酬月額と異動後の同社D支店における資格取得時の標準報酬月額を比較したところ、6名は申立人と同様、異動後の同社同支店における標準報酬月額が低額となっていることが確認できる。

また、A社D支店で申立人と同じ仕事をしていたとしている従業員のオンライン記録を確認したところ、申立人と同様、異動後の同社同支店における標準報酬月額が低額となっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額が異動後に低額となったことについて不自然な事務処理が行われた事情は見当たらず、さらに、同社同支店に係る事業所別被保険者名簿では、申立人に係る標準報酬月額の記載内容に不備な点は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間に係る給与支払及び保険料控除を確認できる資料(貸金台帳等)の保存状況について、B社は、当時の資料は既に廃棄済みとの回答をしていることから、申立てに係る事実を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月21日から46年2月9日まで
A社又はB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
A社が新しい事業を興し、同社からB社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社が新しい事業を興し、同社からB社に継続して勤務していたと申し立てているところ、雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間のうち、昭和45年9月21日から同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和45年6月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社は46年2月9日に適用事業所となっていることから、申立期間は両社とも適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社及びB社の代表取締役は既に死亡していることから、申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、申立人と同様に昭和45年6月21日にA社において被保険者資格を喪失し、46年2月9日にB社において被保険者資格を取得した従業員のうち一人は、「A社からB社に移行した者は、ボーリング場オープンのため、準備、研修、用地買収、建設等準備の仕事で引き続き給与をもらっていたが、会社で厚生年金保険に加入していなかったと考えている。」、もう一人は、「ボーリング場がオープンするまでの半年間は給料が支給されていたと思うが、どちらの会社から支給されていたか分からない。厚生年金保険料については覚えていない。」と供述していることから、保険料控除について確認できる資料等は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月1日から57年6月11日まで

A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、記憶している給料支給額と相違している。確認できる資料は保有していないが、当初18万円の基本給で順次昇給し、残業が多く、退職の年は40万円を超え、最後の給料は48万円くらいだったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、代表取締役で申立期間当時の給与及び保険料控除について照会したところ回答が得られない上、申立人が記憶する当時の上司は既に亡くなっていること、保険料控除を確認できる資料を保有していないこと等から、同社における給与からの保険料控除額について、確認することができない。

また、A社の経理部に勤務していた従業員は、標準報酬月額は月額給与のうち、固定給を基に届出されており、残業代は含まれていなかったと思う旨供述している。

さらに、A社の系列会社であるB社に勤務し、申立人と同じ経理を担当していた同僚は、「両社とも同じ代表者であったことから、同じ給料体系であったと思う。当時は残業が多く、給与は標準報酬月額よりも高い金額であった。厚生年金保険料は、基本給で算出された額を控除されていたと思う。」旨供述していることから、A社では、固定給を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届出を行う取扱いであったことがうかがえる。

加えて、申立人がA社を退職した昭和57年の標準報酬月額について、同社に係る事業所別被保険者名簿によると、女性従業員73人のうち、標準報酬月額22万円と記録のある者は、申立人以外に一人確認できるものの、それより高い金額の従業員は見当たらず、標準報酬月額が遡って訂正が行われる等の不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年3月7日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社の辞令及び永年勤続の表彰状を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る表彰状及び申立期間当時の事業主の子の供述により、申立人は申立期間も同社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は既に解散し、事業主も死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が一緒に勤務していたとする上司（死亡）の妻は、「申立人を記憶している。夫は、A社の総務としてB市Cにずっと勤務していた。」と供述しているが、オンライン記録によると、当該上司の被保険者記録についても、申立期間と同時期に空白期間があることが確認できる。

さらに、上記事業主の子は、「申立人は、戦前からA社で勤務しており、戦後は、管理部門があり、同社の主力であった同社D工場勤務していた。」旨供述しているが、オンライン記録によると、同社同工場は昭和21年2月25日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の一部は適用事業所となっていないことが確認できる。

加えて、申立人は、オンライン記録によると、A社本社において昭和20年10月1日に資格を喪失した後、同社D工場において21年3月7日に資格を取得していることが確認できるが、同工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人と同日（昭和21年3月7日）に資格を取得した従業員9名は、いずれも所在不明又は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社を前身とするE社の総務部担当者は、「当社には申立期間当時の書類は無く、当時のことは不明である。」と回答していることから、同社から申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月1日から同年9月14日まで
② 昭和27年9月14日から28年8月7日まで
③ 昭和28年8月25日から29年10月5日まで

申立期間①については、A社(現在は、B社)に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいと第三者委員会に申し立てたが、平成22年7月14日付けで通知が届き、申立ては認められなかった。今回、当時の同僚15名の名前を新たな資料として提出するので、改めて審議してほしい。

また、申立期間②及び③については、脱退手当金が支給されたとする時期は出産直前であり、脱退手当金を受給するようなことはなかったので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと第三者委員会に過去2回申し立てたが、平成21年10月15日付け及び22年7月14日付けで通知が届き、申立ては認められなかった。脱退手当金を受給するようなことは断じて無く、審議結果に納得できないので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、i) B社は、「申立期間①当時の従業員に関する人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の当該期間に係る勤務の状況について確認することができない。」と回答していること、ii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①に厚生年金保険被保険者であり、連絡先が確認できた5名の従業員に照会したところ回答のあった2名の従業員は、「申立期間①に申立人が勤務していたことは記憶していない。」と供述していること、iii) 申立人は、当時の同僚1名の姓のみ記憶しているが、その連絡先が不明であり、当該同僚から同社における申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができな

いことなどから、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないという当委員会の決定に基づき、既に平成22年7月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記の審議結果に納得できないとし、A社に係る同僚15名の氏名を新たな資料として提出し申し立てているが、当該15名のうち連絡先が確認できた3名の従業員に照会したところ、申立人が申立期間①に勤務していたことは確認できなかった。

このため、申立人から提出のあった新たな資料については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、この他に当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③については、i) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、当該期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約8か月後の昭和30年6月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことができないこと、ii) 申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないが、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、当委員会の決定に基づき、既に平成21年10月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は上記審議結果に納得できないとし、再度当委員会に申し立てているが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、これについても当委員会の決定に基づき、既に平成22年7月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいても、申立人は、審議結果に納得できないとして申し立てており、新たな資料や情報を得ることができない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあつせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然

な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている上、事務処理上の不自然さはいかたがえなことなどから、脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 5 日から 40 年 1 月 21 日まで
平成 22 年 9 月に、日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、脱退手当金を受給していることを初めて知った。
しかし、A社を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、受給をしていないので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 40 年 1 月 21 日の前後の各 2 年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金受給資格を有する 32 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、29 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 24 名については、資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、受給者 1 名は「会社を退職するとき、担当者から脱退手当金の申請手続きを行いますと言われ、経理室で脱退手当金を受け取った。」と供述していることを踏まえると、事業主による代理請求が行われており、申立人についても、事業主が代理請求をした可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿には、申立人について、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 4 月 9 日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年11月5日から36年12月23日まで
② 昭和39年7月1日から41年8月7日まで
③ 昭和41年8月9日から42年12月24日まで

日本年金機構から「「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」の
はがきが届き、自分が脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、会社から脱退手当金の説明を受けたことは無く、自ら請求手続を行ったこ
とや受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に係るA社の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給され
ていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、
支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から
約5か月後の昭和43年5月14日に支給決定されているなど、当該脱退手当金支給に係
る事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間を
その計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間にあるB社の被保険者期間に
ついてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、同社の被保険者
期間は2か月間と短期間であることに加え、基礎年金番号に統合された時期を踏まえる
と、申立期間のみを計算の基礎として支給されていることに不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る
脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月11日から38年5月16日まで
② 昭和38年11月22日から41年1月21日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」のご確認について」のはがきが届き、自分が脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金事業者別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和41年6月10日に支給決定されているなど、当該脱退手当金支給に係る事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に勤務したA社の被保険者期間及び申立期間①と②の間にあるB社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間とA社の被保険者期間は、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認でき、また、申立期間①に勤務したC社とその後勤務したB社の被保険者期間については、同一の被保険者記号番号で管理されているが、適用事業所名及び管轄社会保険事務所（当時）が相違していたこと、同社の被保険者期間が3か月間と短期間であることを踏まえると、未請求となっていることに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月 20 日から同年 1 月 27 日まで
② 昭和 46 年 2 月 1 日から同年 8 月 8 日まで
③ 昭和 46 年 8 月 16 日から同年 12 月 26 日まで
④ 昭和 47 年 1 月 4 日から 48 年 3 月 28 日まで

年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、申立期間前に勤務をしたA社を退職したときには、脱退手当金を受給したが、申立期間④に勤務したB社を退職するときには、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録上、申立期間①から④までと申立期間①の前に勤務したC社及びA社の被保険者期間を対象として昭和 48 年 11 月 13 日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、両社に勤務した期間についての脱退手当金についてはA社を退職後に受給したが、申立期間①から④までについては、脱退手当金を受給した記憶は無いと主張している。

しかし、申立人が主張しているA社の退職後には脱退手当金の支給記録は確認できず、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、申立期間④後の昭和 48 年 11 月 13 日支給決定の記録のみであり、申立期間④に係るB社の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該脱退手当金は、申立人が受給を認めている2事業所の被保険者期間に、申立期間①から④までを加えた、6被保険者期間を対象として支給されており、その支給額に計算上の誤りは無いこと、また、申立人は、A社で資格を喪失した翌月には申立期間①に勤務したD社において被保険者資格を取得しており、事務処理期間を考慮すると、A社を退職後に脱退手

当金を受給するのは困難であると思われることなどから判断すると、申立人が受給したとする脱退手当金は、B社退職後に支給決定された脱退手当金と考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 26 日から 44 年 1 月 1 日までの期間のうちの 6 か月

A社に勤務した申立期間の加入記録が無い。勤務時期を明確に記憶していないが、約6か月間、同社に正社員として勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の工場長及び同僚二人の供述から勤務の時期及び期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、既に適用事業所ではなくなっており、事業主とは連絡が取れず、申立人に係る申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社は昭和 43 年 9 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 41 年 6 月 26 日から 43 年 9 月 13 日までの期間については適用事業所となっていないことが確認できる。なお、同社に係る商業登記簿謄本によると、同社は法人事業所であるが、同社の業種はサービス業に属していることから、当時の厚生年金保険法の規定により、当該期間において厚生年金保険の強制適用事業所とはならない。

さらに、申立人が記憶している従業員は、「自身は昭和 42 年 4 月頃A社に入社したが、それ以前に申立人は同社を退職しており、退職後も同社の寮に遊びに来ていたことを記憶している。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月27日から40年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。B社C店が開店する際、A社が同店内に設けたテナントに異動となり、その年の年末に退職したと記憶しているため、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社を退職したのは、B社C店が開店した年の年末であり、昭和40年11月末まで勤務していたので申立期間は厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、B社は、同社C店が全館開店したのは昭和39年である旨回答しており、申立人がA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した年と一致している。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡しているため、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶していた上司及び同僚のうち、連絡先の判明した者に照会を行ったが回答を得ることができない上、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に厚生年金保険の被保険者となっている従業員11人に照会したところ、6人から回答を得られたが申立人を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 12 月 1 日から 23 年 8 月 1 日まで
② 昭和 25 年 3 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。

B社は、A社の役員及び従業員の一部が独立して創業した会社であり、私もそのうちの一人であったので、両社に勤務していたことは間違いなく、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社の同僚5人の名前を記憶しており、そのうち二人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できることから、申立人が、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記被保険者名簿によると、A社は、昭和 23 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は連絡先不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 23 年 8 月 1 日に資格取得した7人の被保険者は、二人が死亡、5人は連絡先が不明であるため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除について照会することができない。

2 申立期間②について、申立人は、A社の複数の同僚の名前を挙げ、一緒に同社を退職しB社を創業したと主張しているところ、当該同僚のうちの一人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で氏名が確認できる。

しかし、当該被保険者名簿によると、B社は、昭和26年8月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社が適用事業所となった昭和26年8月1日に資格取得した従業員の一人は、「私は同社が創業した23年から勤務しているが、申立人の名前は記憶に無い。また、同社は、26年8月1日より前は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、当該従業員から、申立期間②の厚生年金保険料控除について確認できる資料は得られなかった。

さらに、B社は、厚生年金保険の適用事業所となる前の期間に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは考えられない旨回答している。

3 このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月から同年12月まで

A社で勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の事業主の子及び同僚二人の名前を記憶しており、そのうちの一人は、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に名前が確認できることから、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記載内容から、同社は、昭和16年11月1日に健康保険の適用事業所となっていることが推認できるが、同名簿の摘要欄に確認できる「○改」の押印は、厚生年金保険法（昭和19年法律第21号）が19年6月1日に施行され、被保険者の適用範囲が拡大されたことにより新たに適用事業所となったことを表すものであることから、それ以前の期間は労働者年金保険の適用対象事業所ではなかったと考えられる。また、同法附則第1条及び第3条の規定によると、同年10月1日から保険料徴収及び保険給付が開始されており、同年6月1日から同年9月30日までの期間は、同法の適用準備期間であることから、申立期間のうち昭和19年3月から同年9月30日までの期間は厚生年金保険の被保険者となることはできない。

次に、昭和19年10月1日から同年12月までの期間について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主は連絡先不明のため、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人は、A社の事業主の子及び同僚二人の名前を挙げているが、事業主の子は連絡先不明のため申立人の勤務実態及び保険料控除について照会できず、同僚二人のうち一人は上記被保険者名簿で名前が確認できるが連絡先不明であり、もう一人は当該

被保険者名簿で名前が確認できないため、申立人の勤務実態及び保険料控除について照会できなかった。

さらに、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿で確認できる全従業員を調査したが、全員連絡先不明又は死亡のため、申立人の勤務実態及び保険料控除について照会できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月30日から同年2月1日まで
A社に勤務した期間のうち申立期間の加入記録が無い。同社には昭和47年1月31日まで勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和47年1月31日まで勤務していたので申立期間も厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかし、申立人のA社における雇用保険の離職日は昭和47年1月29日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失日と符合している上、同社が提出した退職者名簿には、申立人の退職日は同年1月28日と記載されており、いずれの記録からも申立期間の勤務は確認できない。

また、A社の人事担当者は、申立期間当時の賃金台帳等を保存していないため、申立期間の保険料控除については不明である旨供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚二人のうち、一人は申立人と同期入社であるが、申立人の退職日までは記憶していない旨供述しており、他の一人は申立人より早く退職しているため申立人の退職日を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月20日から28年8月1日まで
② 昭和31年8月末から32年3月頃まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に再入社した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの期間に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶する同僚は申立人の退職時期について記憶しておらず、また、当委員会の照会に回答した複数の従業員は、いずれも申立人を記憶していないとしていることから、申立人の当該期間における勤務を確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のA社における資格喪失日は昭和27年10月20日となっており、当該記録は同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の被保険者記録と一致していることが確認できる。

なお、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表者は死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

申立期間②については、複数の従業員は申立人を記憶しているものの、申立人の再入社については不明としており、当該期間における勤務時期を特定することはできない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和31年4月2日から同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった32年1月1日までの期間に、厚生年金保険の資格を取得した者はいないことが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のB社における被保険者記録は昭和28年8月1日から同年10月1日までとなっており、申立期間②にお

ける被保険者記録は確認できない。

なお、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表者は死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 9 月から 50 年 1 月 1 日まで
② 昭和 51 年 9 月から 54 年 6 月 1 日まで

A社(現在は、B社)に勤務した期間のうちの申立期間①及びC社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの期間に勤務したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人を記憶する複数の役員及び従業員のうちの一人は、「自分がA社で厚生年金保険に加入した昭和 48 年 1 月 18 日には申立人は勤務していた。」旨供述していることから判断すると、申立人が、少なくとも同年 1 月 18 日には同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、B社から提出された従業員名簿によると、申立人の雇入日は昭和 50 年 1 月 1 日となっており、当該雇入日はA社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の被保険者資格取得日と一致している上、B社の現在の人事担当者は、「当時の役員から、申立人は同年 1 月 1 日より前からA社で勤務していたと聞いた。しかし、保管されている従業員名簿から、申立人は申立期間①当時は正社員ではないため、厚生年金保険には加入していなかったと思われる。」旨供述している。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人の資格取得日は昭和 50 年 1 月 1 日となっており、当該記録は上記被保険者名簿で確認できる申立人の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿から、申立人と同様、昭和 50 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の従業員に照会したところ、回答があった 3 人はいずれ

も同年1月1日前から勤務していたとしているものの、厚生年金保険料が控除されていたという供述は得られず、そのうちの二人は、同年1月1日前は国民年金に加入し、その保険料を納付していることがオンライン記録から確認できる。

申立期間②については、C社から提出された稟議書（契約社員の採用）によると、申立人は、昭和51年7月から同社に勤務していたことが確認できる。

しかし、上記稟議書によると、昭和54年6月1日より申立人の身分を業務委嘱契約者から契約社員に変更する旨記載されており、当該日はC社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の被保険者資格取得日と一致している上、同社の人事厚生担当者は、「申立人は、申立期間②当時は社員ではなく業務委嘱契約者として勤務していたので厚生年金保険に加入しておらず、また、厚生年金保険に加入するまでの期間については保険料を控除していない。」旨供述している。

また、雇用保険及びD健康保険組合の被保険者資格取得日は昭和54年6月1日であり、当該記録は上記被保険者名簿で確認できる申立人の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月31日から同年9月1日まで
A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和29年8月31日まで勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことはうかがえる。しかしながら、A社の継承会社であるC社は、申立期間当時の資料を保管していないとしていることから、A社における申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及び申立期間前後に被保険者資格を喪失している女子従業員16人の資格喪失日をみたところ、1日付けで資格喪失している者は3人、月末日付けで資格喪失している者は5人、その他の日付けで資格喪失している者が8人いることが確認できる。

また、申立人と同様に月末日付けで資格喪失している従業員のうち、連絡先の判明した3人に、自身の退職日と資格喪失日が符合しているか、及び退職する際に退職月に係る保険料が給与から控除されていたかについて照会したところ、3人全員が覚えていないことから、A社の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から38年10月まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の「派遣願」から、期間の特定はできないものの、申立人が、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が、申立期間に勤務していたとするA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社の所在地を管轄する法務局には商業登記の記録が無いことから、同社の代表者を特定することができない。

さらに、申立人は、A社における代表者及び複数の同僚の氏名を記憶しているが、いずれも連絡先が不明であるため、これらの者から、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月1日から41年10月1日まで
② 昭和42年3月1日から45年10月1日まで
③ 昭和46年2月28日から60年4月1日まで

A社に営業職として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社の事業主は、当時の資料を保管していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明であるとしている。

また、申立期間①及び②について、上記事業主は、当時は興行契約により報酬が支払われていたが、当該期間は興行契約が無いことから、厚生年金保険には加入させていなかったのではないかとしている。

さらに、申立期間①及び②について、申立人は自身と同一職種の同僚は記憶していないとしていることから、A社に係る事業所別被保険者名簿において、当該期間に被保険者資格を取得している複数の従業員に、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、不明と回答しており、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

加えて、申立期間③について、当該期間にA社の被保険者である複数の従業員に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、いずれも不明であるとしていることから、これらの者から申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月9日から30年10月1日まで
A社(後に、B社。現在は、C社)D出張所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和29年7月9日に入社し、途中で社名は変わったが、E職として同じ職場で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和29年10月にA社本社から同社D出張所に異動したとする同僚は、同出張所に着任したときに申立人が在籍していたと供述していることから、期間は特定できないものの、同年10月以降に申立人が同出張所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C社は、A社に係る資料を保有していないとしていることから、申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の商業登記の記録は確認できず、同社は、昭和29年10月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶する申立期間当時のA社D出張所の所長及びB社D出張所の所長はいずれも死亡していることから、申立人の厚生年金保険の取扱い及び保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、A社D出張所にE職として現地採用されたとしているところ、同社F出張所に現地採用され、同出張所で申立人と同一職種のE職として勤務していたとする従業員は、自身は同出張所に昭和28年12月頃に入社したと供述しているが、当該従業員の厚生年金保険の資格取得日は、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立人と同日の30年10月1日であることが確認できる。

また、上記従業員は、申立期間の給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶は無

いとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 10 日から 37 年 10 月 10 日まで
A 県 B 市で C 事業所又は D 事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 県 B 市で C 事業所又は D 事業所に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによれば、申立期間当時、申立人の主張する所在地では C 事業所又は D 事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人の主張する所在地において、昭和 44 年 3 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所となった E 社は、C 事業所又は D 事業所は E 社の前身の会社であるとしているが、申立期間当時の経営者は死亡している上、同社は、当時の資料を保管していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間当時の同僚の姓を記憶しているが、連絡先が不明であることから、この者から申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

加えて、申立人は、C 事業所又は D 事業所に入社後間もなく怪我で通院した際に、国民健康保険で受診したと供述しているところ、申立人の申立期間当時の住所地である B 市の国民健康保険制度は昭和 30 年 3 月に創設されていることから、申立人の供述は申立期間当時の事実関係と符合する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の給与からの控除について、こ

れを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 17970 (事案 10628 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月 1 日から 57 年 4 月 21 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨第三者委員会に申し立てたが、給与からの保険料控除が確認できないなどの理由で記録を訂正できないと通知を受けた。昭和 52 年から同社で働いていたことは間違いないし、保険料も天引きされていた。今回新たに、同社の元総務課長、常務及び顧問弁護士が証言し、他に2名ほど記憶している同僚がいるので、再度調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社の元取締役及び元同僚等の回答により、期間は特定できないものの、申立人が同社に顧問として勤務していたことがうかがえるが、同社が提出した基礎年金番号一覧表によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 57 年 4 月 21 日となっており、厚生年金保険番号払出簿における資格取得日と一致していること、同社の元社会保険事務担当者は、「正社員は厚生年金保険に加入させていた。保険料は、厚生年金保険に加入させている正社員のみから控除しており、厚生年金保険の未加入者から保険料を控除することは無かった。」と述べており、オンライン記録により、申立人の申立期間における国民年金保険料の納付が確認できること等から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 7 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな情報として、A社の元総務課長、常務及び顧問弁護士が証言してくれ、他に2名ほど記憶している同僚がいるので、再度調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、申立人が氏名を挙げているA社の上記5名に照会したところ、3名か

ら回答を得たが、いずれも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について分からないと回答しているため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このため、申立人の主張する新たな情報については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、このほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 8 月 1 日から 10 年 2 月 1 日まで
A社から出向で勤務したB社における厚生年金保険の標準報酬月額が 50 万円と記録されている。しかし、出向前の標準報酬月額は 59 万円であり、給与額が上がることはあっても下がることは無いので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 10 年 2 月 1 日の後の同年 2 月 16 日付けで、9 年 8 月に遡及して 50 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A社は、「平成 9 年 8 月 1 日付けで当社から B 社へ異動したとき、申立人の給与は、営業管理職手当が 1 万 7,000 円から 0 円に、出向手当が 2 万 9,500 円から 0 円に、単身赴任手当が 6 万 280 円から 0 円になっていることなどから、申立人の標準報酬月額 50 万円は妥当と思われる。」と回答しており、同社から提出された申立人に係る異動チェックリストにより、申立人の申立期間の報酬月額は、同社の回答どおり減額されていることが確認できる。

また、C健康保険組合から提出された健康保険組合加入記録及び標準報酬月額の記録並びにD企業年金基金から提出された加入者記録票によると、申立人に係る申立期間の標準報酬月額は 50 万円と記録されており、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から10年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、育児休業期間を含む申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低額となっている。申立期間の定時決定の基礎となる平成9年5月から同年7月までの期間のうち、同年5月及び同年6月は産休により報酬支払の基礎日数が20日未満であり、申立期間の標準報酬月額は同年7月分の報酬で算定するのが正しいので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年10月、同年11月及び10年4月から同年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、28万円と記録されている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社から提出された申立人に係る給与明細により、申立人は、当該期間について、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い報酬月額を支給された月があるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正を認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成9年12月から10年3月までの期間については、オンライン記録では、申立人は9年12月3日から10年4月2日まで育児休業期間であることから、当該期間については、厚生年金保険料の免除期間であることが確認できる。

しかし、育児休業期間中の標準報酬月額、育児休業期間前の標準報酬月額が継続するところ、オンライン記録により、申立人の平成9年12月から10年3月までの期間の標準報酬月額は、9年11月の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、記録の訂正を認めることはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月25日から52年7月1日まで
義父及び夫の会社であるA社(後に、B社)に経理担当として継続して勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主及び同僚の供述並びにA社の税務関係資料により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

また、上記事業主は、「申立人の給与から、申立期間の厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は同社において昭和50年5月25日に一度被保険者資格を喪失し、その際、健康保険証が返納され、52年7月1日に新たな健康保険証番号で被保険者資格を再取得していることが確認でき、社会保険事務所(当時)の処理に不合理な点は見当たらない。

また、申立人は、申立期間を含めて経理と社会保険を担当していたと供述しているところ、上記の税務関係資料に申立人が経理の管理者及び代表者の長男の嫁と記載されている。

さらに、当時の従業員は、「申立人はA社で経理及び社会保険事務を担当しており、同社で当該事務を担当していたのは申立人だけだと思う。」と供述している。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)第1条第1項ただし書では、特例対象者(申立人)が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、A社の社会保険担当者として勤務し、申立期間を厚生

年金保険の被保険者期間として認めてほしいと主張しているが、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定されている「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月1日から41年1月11日まで
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間もA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の表彰状及び申立人の父の手紙から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B社は、当時の資料が残っていないため、申立人の在籍が確認できなかったと回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、A社に勤務した当時の上司及び同僚を記憶していない。そこで、同社に係る事業所別被保険者名簿により申立期間に厚生年金保険の資格を取得した9人に照会したところ、回答があった8人全員が申立人のことを記憶していなかったことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

さらに、上記回答のあった8人のうち5人は、A社では入社後すぐに厚生年金保険に加入させていない見習期間があり、正社員になってから厚生年金保険に加入したと回答しており、うち二人は、見習期間は1年くらいあったとしていることから、A社では入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から 44 年 12 月頃まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与所得の源泉徴収票のとおり、同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社は、当時の関係書類が保管されていないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについては不明としていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、健康保険には加入しており、雇用保険については退職するときに失業保険の書類をもらったことがあると供述している。そこで、上記の源泉徴収票に記載されている社会保険料の内訳を算定したところ、昭和 42 年分は雇用保険料相当額と、43 年分及び 44 年分については、健康保険組合の保険料と雇用保険料の合計額と当該年分の社会保険料額がそれぞれほぼ一致している。そして、申立期間外の 45 年 1 月 21 日から同年 9 月 21 日までの期間については、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるところ、同年分は厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計額と同年分の社会保険料額がほぼ一致していることから、申立期間においては厚生年金保険料が控除されていなかったと推認できる。

さらに、A社が加入していたB厚生年金基金における申立人の加入員記録は、上記被保険者記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は同僚を記憶していないことから、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に被保険者記録があり連絡先が判明した従業員 12 人に照会したとこ

ろ、回答のあった7人全員が申立人を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない。

また、回答のあった7人のうちの一人は、厚生年金保険への加入について、原則強制だが希望すれば内緒で加入しない人がいたようだとしており、もう一人は、従業員の半分くらいは日払いの人であったとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月21日から43年12月21日まで
平成22年秋に日本年金機構から脱退手当金に関するハガキをもらった。しかし、会社から脱退手当金について説明を受けた記憶は無く、請求手続をしたことも脱退手当金を受け取った記憶も無いので、よく調べて脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係るA社の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和43年12月21日の前後2年以内に資格喪失した20名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、13名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち、資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている者は10名であること、また、これら10名のうち4名が「脱退手当金の請求の手続は、会社が行ってくれた。」旨供述していることを踏まえると、同社による代理請求が行われており、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社の事業所別被保険者名簿には、申立人について、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年2月18日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがう。

さらに、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月11日から39年7月1日まで
裁定請求時に、A社における厚生年金保険の被保険者期間については、脱退手当金として支給されていることを知ったが、そのままにしていた。その後、平成22年9月に年金事務所で当該期間について脱退手当金として支給されていることを再度教えてもらった。しかし、私には脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したA社の事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年7月1日の前後5年以内に資格喪失した者41名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む18名について脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち13名については、資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされているとともに、当該支給決定の記録がある者のうち2名は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、同社による代理請求が行われており、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年11月21日から5年7月1日まで
② 平成8年5月1日から12年7月3日まで

A診療所に勤務していた期間のうちの申立期間①及びB医院（現在は、C会）に勤務していた申立期間②の標準報酬月額が実際の報酬月額より低く記録されている。確認できる資料は無いが、両事業所では、毎月手取り30万円の給与が支給されていたので、申立期間①及び②に係る標準報酬月額を報酬月額に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は当該期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低いと主張している。

しかしながら、A診療所は平成8年3月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人の主張する報酬月額及び給与から控除されていた厚生年金保険料について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立期間当時の標準報酬月額と給与は、大幅には相違しておらず、おおむね合っていた。」と回答している。

さらに、A診療所が加入していた健康保険組合の回答によれば、申立人の標準報酬月額は、平成2年10月から4年9月までは6万8,000円であり、同年10月から6年9月までは8万6,000円、同年10月から8年2月までは9万2,000円と記録されており、厚生年金保険の標準報酬月額より低いか、同額であることが確認できる。

なお、オンライン記録には、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は当該期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額より低いと主張している。

しかしながら、C会は、「申立人の給与に見合う標準報酬月額どおりの届出を行い、納入告知書どおり納付した。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立期間当時の標準報酬月額と給与は、大幅には相違しておらず、おおむね合っていた。」と回答している。

さらに、オンライン記録には、遡って標準報酬月額の訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 4 月から同年 10 月まで
② 平成 4 年 1 月から 6 年 3 月まで
③ 平成 9 年 4 月から 10 年 2 月まで

厚生年金保険の記録によれば、A社の派遣社員として勤務した平成 2 年から 10 年までの期間のうち、申立期間①、②及び③の加入記録が無い。いずれの期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

派遣先であるB社の人事担当者は、「勤務期間は特定できないものの、申立人は、当社の情報システム部門で、A社から派遣され勤務していた。」旨供述していることから、申立期間①、②及び③のいずれかにおいて、申立人は、A社からB社へ派遣されて勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「申立期間①、②及び③当時の関係資料は保存しておらず、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険料控除等については不明である。」と回答している。

また、A社の社会保険担当者は、「申立期間①、②及び③当時の派遣社員は、2か月を超える勤務者について、本人から希望があった場合のみ厚生年金保険に加入させる取扱いをしていた。雇用保険については、厚生年金保険と同時期に加入していた。」旨述べているところ、申立人の申立期間①、②及び③において雇用保険の加入記録は無いことが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立期間①、②及び③のいずれかにA社において厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員計 11 人について、雇用保険の加入記録を調べたところ、厚生年金保険と雇用保険の資格取得日は一人を除いて一致していることが確認できる。また、上記 11 人の従業員のうち、連絡の取れた二人は、「同社から厚生年

金保険の加入希望の有無の確認があった。」と回答しており、そのうち一人は、「同社に入社したときは夫の扶養になっていたが、途中から希望して厚生年金保険に加入した。」と述べていることから、同社では、申立期間当時、従業員の希望によって厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間①、②及び③においてA社から派遣勤務していた者を記憶しておらず、これらの者から申立人の保険料控除について確認することができない。

なお、国民健康保険の加入記録から、申立人は、申立期間①、②及び③を含む昭和56年10月13日から平成11年10月2日までの期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月23日から32年9月23日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、同僚及び従業員の供述から判断すると、申立人が、A社の業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、A社は、当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間における同社での勤務実態及び厚生年金保険料の控除は確認できないとしている。

また、申立人が社会保険担当者として名前を挙げた同僚は、「A社が、B市からC区に社会保険の適用事業所を移した昭和31年9月当時は、親会社から出向してきた従業員が管理部門を主に担当し、自分は補助であった。」と供述していることから、申立人の申立期間における同社での厚生年金保険料の控除は確認することができない。

さらに、申立人がA社で一緒に勤務した上司として名前を挙げた同僚は、「自分は、申立人が勤務していた事務棟から20mくらい離れた工場で働いており、申立人の上司でもなかったため、詳しいことは分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社(C区)に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間中に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員8人に照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

なお、申立人が社会保険担当者として名前を挙げた上記同僚からA社の社員旅行の写真(撮影日不詳)の提出があったが、上記同僚は、「当該写真に同社社員でない下請会社の男性が写っている。」と供述しており、さらに、同社員旅行に参加した二人の従業員は、当該写真の申立人を見て、知らないと供述していることから、同社員旅行に参加

しているからといって、必ずしも全員が同社社員であったわけではないことがうかがえ、当該写真から申立人の申立期間における勤務実態と厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 1 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務したことは確かであり、申立期間と一緒に勤務した同僚の加入記録は有るので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚、従業員の回答から、申立人は、期間は特定できないものの、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、平成 11 年 8 月に破産終結している上、事業主及び社会保険担当者から回答が得られないため、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、申立人が申立期間と一緒に勤務したとしている同僚は、「申立人とは同じ店舗で一年程度一緒に勤務していたが、自分は当時、パート勤務であり、厚生年金保険には加入していなかった。一旦離職した後 2 年ほどで復職したが、その時点から厚生年金保険に加入した。」と供述している上、当該同僚は申立期間において、厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から、申立期間当時、同社で厚生年金保険の加入記録が確認できる従業員に照会したところ、そのうち 4 人が、「同社には試用期間があった。」とし、3 人が「試用期間は 3 か月程度であった。」と回答している。また、別の回答者一人は、「厚生年金保険には希望者のみを入れていた。」と回答しており、同社においては、従業員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、国民年金の納付記録によれば、申立人は、申立期間中の昭和 60 年 7 月 1 日に、同年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金の保険料免除を申請し、当該期間の保険料

が免除されていることが確認できる。

なお、申立人は、自分の姓の読み方で記録漏れが起きている可能性を主張しているが、上記事業所別被保険者名簿及びオンライン記録で、姓の読み方で可能性がある者及び生年月日の近い者を全て検索したが申立人の名前は無かった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月26日から63年10月27日まで

A社(後に、B社)に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。確認できる資料は保有していないが、入社当時より10万円を下回った給料をもらったことはなく、10年後には30万から40万円はもらっていた。会社からは基本給のほか、報奨金を給料としてもらっており、報奨金は基本給より多かった記憶があるので、調査して申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は既に解散している上、当時の事業主は既に死亡しているため、同社の標準報酬月額の算定における報奨金の取扱いに関して確認することはできない。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の加入記録が有る従業員のうち、連絡先が確認できた20人に照会したところ、4人の従業員が、「報奨金は歩合給のようなものだった。」と供述している。そのうちの一人から提出された昭和56年当時の給料支払明細書及び「報奨金」と記載のある用紙によると、報奨金は給与とは別に支給されていることが確認できる。

また、当該従業員に係る給料支払明細書の支給総額から報奨金等を除いた額で算定した標準報酬月額は、当該従業員のオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる上、給料支払明細書の保険料控除額に見合う標準報酬月額とも一致していることから、申立期間当時、A社では、申立人を始め従業員の報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出る際、報奨金等を除いて届け出たものと考えられる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 25 日から 53 年 3 月頃まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社本社から同社B営業所に転勤したが、同社に継続勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の従業員、上司及び同僚の回答から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社B営業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、同社の当時の事業主の子（後の同社代表取締役）は、「時期は特定できないが、正社員以外の契約社員及び業務委託社員についても会社の経営状況が良かった時期は厚生年金保険に加入させていたこともあったが、当社の経営状況が急激に悪化していった頃から、厚生年金保険被保険者となっていた契約社員及び業務委託社員を順次脱退させ、会社負担の保険料を軽減した。」旨供述しているほか、「申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人が当社に勤務した期間や保険料の控除等について確認できない。」旨回答している。

また、同社B営業所の上司は、「本社の契約社員として在籍していた申立人を、同社B営業所で一年間の勤務状況を見た上で正社員にさせる条件で、同営業所に契約社員として転勤させた。しかし、同社の経営状況の悪化により、申立人を同営業所の正社員とさせることができなかった。」旨回答しているほか、同営業所の同僚は、「時期は不明だが、申立人は契約社員として本社から同営業所に来た。当時は、会社の経営状況が急激に悪化したため、会社が希望退職者を募り、従業員が契約社員や業務委託社員になるように勧めていたことを記憶している。同営業所の所長が何人も替わった異常な時期だった。」旨回答している。

さらに、申立人のA社における雇用保険の記録は、昭和 50 年 3 月 24 日から 51 年 1

月 24 日までとなっており、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録と符合しているほか、同社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の資格喪失日を同年 1 月 25 日とする資格喪失届の受付日が同年 2 月 4 日と記載されており、健康保険証の回収が確認できる上、訂正等の不自然な記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 30 日から同年 5 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。保険料控除が確認できる給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、給与からの厚生年金保険料の控除は翌月控除であったとしているところ、同社から提出のあった平成7年度分賃金台帳により、同年5月16日支払の4月分給与から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人のA社における雇用保険の離職日は、平成7年4月29日と記録され、申立期間の勤務が確認できない。

また、A社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、資格喪失日は平成7年4月30日と記録されている上、備考欄に「H7. 4. 29 退職日」と記載されている。

さらに、A社は、「申立人の当社における退職日は平成7年4月29日であり、申立期間には在籍していなかったが、同年5月16日支払の給与から、同年4月の保険料を誤って控除してしまった。」旨供述している。

一方、厚生年金保険法第19条によると、被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法14条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、申立人のA社における資格喪失日は平成7年4月30日となることから、申立人が主張する申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 7 月 1 日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書により、申立期間に申立人が主張する標準報酬月額（62万円）に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿では、申立人が設立以降代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、社会保険事務は自身で行っており、報酬月額の支給総額に基づく厚生年金保険料を控除したものの、社会保険事務所（当時）に提出する報酬月額の届出を支給総額で記載し提出するところ、手取額を記載し提出してしまい、結果として、手取額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を社会保険事務所に納付した旨供述している。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 10 月から 17 年 8 月まで
② 平成 16 年 6 月 25 日
③ 平成 16 年 12 月 24 日
④ 平成 17 年 6 月 30 日

A社に勤務していた期間（昭和 54 年 3 月 22 日から平成 17 年 9 月 6 日まで）のうち、平成 16 年 7 月分から退職までの期間、給与が減額され、申立期間①の標準報酬月額は、減額された給与額を基にした記録となっている。しかし、裁判上の和解により給与の減額相当分は支給されたものの、標準報酬月額は訂正されていないので、減額相当分支給後の賃金額に見合うものに訂正してほしい。また、申立期間②、③及び④の標準賞与額については、裁判で支払われた和解金の中に賞与の減額相当分も含まれているので同様に減額相当分支給後の賞与額に見合うものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間における減額された給与について、裁判上の和解により退職後に減額分を支給されたとして、標準報酬月額の相違について申し立てている。

また、和解調書に記述されている未払賃金は、36 万 4,286 円であり、会計事務所から提出された「平成 16 年、17 年源泉徴収簿」、「17 年度 12 月分職員給料元帳」、「17 年度 12 月分雑損失元帳」から、A社は申立人に対して、職員給料として 36 万 4,286 円（16 年 7 月から 17 年 8 月までの 14 か月分は月額 2 万 5,000 円、17 年 9 月分は 1 万 4,286 円）の支払を行ったことが確認できる。

しかしながら、A社は、「和解による未払賃金支払時に厚生年金保険料の控除はし

ていない。未払賃金に応じた標準報酬月額の変更の届出はしていない。」旨回答している。

さらに、「平成16年、17年源泉徴収簿」において、社会保険料控除額の訂正は行われておらず、社会保険料控除額に見合う標準報酬月額は24万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、和解調書によれば申立人に対する和解金支払総額は49万円であり、申立人提出の通常貯金預払状況調書では、平成17年12月19日付けのA社よりの送金額は46万9,620円となっており、和解金支払総額と送金額の差額2万380円は、会計事務所提出の源泉徴収簿により、源泉徴収税額と一致することが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②、③及び④について、申立人は、当該期間に係る賞与について、給与と同じく裁判上の和解金に賞与の減額相当分も含まれているとして、標準賞与額の相違について申し立てている。

しかしながら、和解調書に記述されている未払賃金について、賞与額は確認できない上、A社及び会計事務所は、いずれも賞与は含まれていない旨供述している。

また、「平成16年、17年源泉徴収簿」から、賞与の支払額については訂正されたことが確認できず、同源泉徴収簿における保険料控除額に見合う標準賞与額は、平成16年6月25日が17万円、同年12月24日が14万円、17年6月30日が15万円であり、オンライン記録の標準賞与額と一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②、③及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 5 月 1 日から 38 年 8 月 1 日まで
② 昭和 38 年 8 月 1 日から 45 年 10 月 25 日まで

社会保険事務所（当時）へ厚生年金保険の加入期間照会を行ったところ、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私には脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間①及び②に係る脱退手当金が昭和 46 年 2 月 16 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②において勤務していたA社の事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である 45 年 10 月 25 日の 3 年前までに資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある 14 名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む 6 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち申立人を含む 4 名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定記録がある複数の同僚は、「会社が脱退手当金の請求手続をしてくれた。」と供述をしていることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿には、申立人について、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、資格喪失日から約 3 か月後の昭和 46 年 2 月 16 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月1日から30年6月10日まで
② 昭和30年6月1日から31年11月1日まで

平成21年8月に、社会保険事務所（当時）からの調査結果の回答を見て、A社、B社、C社及びD社（現在は、E社）の厚生年金保険の加入期間が、脱退手当金の支給済み期間となっていることを知った。脱退手当金を受け取った記憶は有るが、A社及びB社に勤務した申立期間の脱退手当金については、受け取った記憶は無い。両社については、夫も一緒に勤務しており、夫の被保険者期間には年金が支給されているのに、自分の分だけ脱退手当金支給済みというのは、納得がいかない。調査して、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録上、A社、B社、C社及びD社の計4社の厚生年金保険被保険者期間を対象として昭和37年8月23日に脱退手当金が支給決定されているが、申立人は、C社及びD社に勤務した期間については、脱退手当金を受給したが、A社及びB社に勤務した申立期間①及び②については、脱退手当金を受給した覚えは無いと主張している。

しかし、申立人に係る脱退手当金の支給記録は、D社の被保険者期間の後の昭和37年8月23日支給決定の記録のみであり、当該脱退手当金は、申立人が受給を認めているC社及びD社の被保険者期間に、申立期間①及び②を加えた期間を対象として支給されており、その支給額に計算上の誤りは無いこと、また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、上記支給決定日の10日前の同年8月13日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から裁定庁へ回答したことが記録されていることなどから判断すると、申立人が受給したとする脱退手当金は、申立期間①及び②を含めた脱退手当金と考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及

び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月17日から45年3月26日まで
平成22年9月頃、日本年金機構から送付された確認ハガキを見て、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私には、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和45年4月27日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が勤務していたA社B工場の厚生年金保険被保険者原票から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である同年3月の前後2年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある25人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、10人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち8人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある複数の同僚は、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記申立人のA社B工場に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和45年4月27日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年5月11日から35年12月30日まで
② 昭和36年10月5日から40年12月30日まで

日本年金機構から届いた確認はがきには、昭和36年10月5日から40年12月30日までの期間が脱退手当金を受給したこととなっている。また、この度、32年5月11日から35年12月30日までの期間についても脱退手当金を受給したこととなっていることを知ったが、両期間とも請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が勤務していたA社の設立時から厚生年金保険業務を担当していたとする者は、「同社を退職する女性従業員については、当該従業員に代わって、自分が脱退手当金の裁定請求書を作成し、各自に渡し、手続を行うよう指導していた。当該裁定請求書の作成を断った者はいなかった。」としているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和35年12月30日の前後10年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある15人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、15人全員について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち12人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定のある複数の同僚は、「脱退手当金については、事業所が裁定請求書を作成し、自身で社会保険事務所（当時）に提出した。」と供述していることを踏まえると、申立人の脱退手当金に係る手続についても、同様の手続により行われたと考えるのが自然である。

また、上記被保険者名簿には、申立人について、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自

然さほうがえない。

- 2 申立期間②について、申立人が勤務していたB社において、申立人の退職直後に厚生年金保険業務を担当したとする者は、「自分が担当する以前から、同業務担当者が退職する従業員に代わって裁定請求書を作成した上で、社会保険事務所で手続を行った。」としているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年12月30日の前後4年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある26人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、8人について脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、当該支給記録のある複数の同僚は、「脱退手当金については、会社から年金からの一時金と言われ、手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、同社では、代理請求を行っており、申立人の脱退手当金の請求についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿には、申立人について、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さほうがえない。

- 3 これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 1 日から 15 年 4 月 1 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社の海外子会社に赴任中であつたが、A社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社による「申立人は、当社の子会社でB国の現地法人であるC社の社長として、平成 5 年 (1993 年) 4 月 1 日から現在まで正社員として勤務している。」旨の回答から、申立期間中も継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社から提出のあつた、平成 5 年 (1993 年) 5 月 13 日付けの申立人宛ての手紙によると、同社は、申立人の海外赴任に際し、国民年金へ加入するよう伝えていることが確認できる。

また、申立人は、「平成 5 年 (1993 年) の海外赴任当時、私は部長職としての国内給与を支給されるはずなのに、同年から 15 年までの 10 年間は国内給与の支給は無かつた。」旨供述しているところ、申立人より提出のあつた申立書において、A社は、申立人からの是正要請に基づき、平成 15 年 (2003 年) 4 月 1 日から厚生年金保険に再加入させたとしており、このことは、オンライン記録において確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 27 年 10 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 19 年 10 月 1 日から継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社の元従業員による「申立人は、申立期間の一時期において同社に勤務していたことは間違いない。」旨の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、商業登記簿謄本に記載のある平成 6 年当時の事業主に照会状を送付したが、回答を得られず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、A社に係る事業所別被保険者名簿から複数の元従業員に照会したが、回答のあった全員が「申立人は外務従業員である。」旨供述しているところ、同社の元経理・財務担当者は、「昭和 20 年代初めの同社の外務従業員は、固定給の占める割合が極端に低く、賃金が一定ではなかったため、算定ができず、厚生年金保険料の徴収ができなかったと思う。」旨供述しているほか、元給与担当者は、「同社の外務従業員には、ほとんど固定給が無く歩合給が大きな割合を占めており、算定ができる給与でなければ、厚生年金保険料を徴収できない。同社において外務従業員に厚生年金保険の適用を開始したのは昭和 27 年から 28 年頃だったと思う。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者として保険料控除されていたことを確認することが

できなかった。

また、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者番号払出簿によると、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和27年10月1日と記録されており、これは、オンライン記録における資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年12月から31年6月23日まで
② 昭和31年7月24日から32年8月頃まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社には継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の現在の代表者は「当該期間当時の人事関係資料は保存されておらず、申立人の当該期間当時の在籍及び勤務の実態は確認できなかった。」旨供述しており、同社における申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

そこで、オンライン記録から、A社の複数の元従業員に照会したが、申立人のことを覚えている者はおらず、申立人が当該期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことをうかがわせる供述を得ることができなかった。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険番号の欠番や遡及訂正などは無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人は、B社の代表者及び同僚の名前を覚えていないことから、代表者及び同僚への照会ができず、申立人が当該期間において厚生年金保険

被保険者として保険料控除されていたことを確認することができない。

また、申立人が勤務したとするB社と同一商号の適用事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると3社が確認できるものの、いずれも、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所でない上、申立人が主張するC県D区Eにおいて、申立事業所の商業登記の記録を確認することができない。

そこで、C県内において、上記3社のうち、唯一飲食業に関係し、C県D区Fに所在する事業所に照会したが、同社の当時の創業者は死亡しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から同年12月3日まで

A法人に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同法人に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A法人に昭和43年3月に入社し、45年6月に退社したと供述しているところ、申立人の雇用保険の加入記録によると、事業所名は不明であるが、資格取得日が43年3月8日、離職日が45年7月10日となっている記録が確認できることから、申立人が申立期間も同法人に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の適用事業所名簿によると、A法人は、厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和44年12月3日であり、申立期間は適用事業所となっていない。

また、A法人及び同法人の関連会社であるB社に係る各事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和43年3月8日から44年10月1日までの期間は同社で、同年12月3日から45年7月1日までの期間はA法人で厚生年金保険に加入していることが確認でき、また、申立人が同法人の従業員は申立人のほかには2名であったとしているところ、当該2名も、申立人と同様にB社で44年10月1日に被保険者資格を喪失し、A法人で同年12月3日に被保険者資格を取得しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる。

さらに、A法人は、申立期間当時の書類を保管しておらず、また、同法人の上記2名の従業員のうちの1名は既に死亡しており、もう1名は所在が不明であるため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B社は、申立期間当時の書類を保管しておらず、申立人の申立期間における

厚生年金保険料の控除及び被保険者資格を喪失した理由について不明である旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年7月1日まで
A社に勤務している期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成3年分及び4年分に係る源泉徴収票の社会保険料等の金額とA社から提出された3年1月分から4年12月分の申立人に係る給与・賞与明細書の健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計金額は一致しており、申立期間に係る給与・賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、A社が加入しているB健康保険組合における、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月10日から21年7月1日まで
A社(現在は、B社)C工場に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社C工場に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された個人記録簿及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間にA社C工場に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社C工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、大正14年以降生まれの女性で、かつ、申立人と同様に昭和19年10月1日に被保険者資格を取得し、20年9月10日に資格を喪失している複数の従業員に文書照会を行ったところ、申立人を記憶している者はいなかったが、そのうちの同年9月10日に同社同工場における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、21年4月1日に同社の別工場において再度資格を取得している従業員の一人名は、再度資格取得するまでの期間は退社しており、その理由は、空襲があり会社が縮小されるということで、女性が優先的に退職をさせられた旨供述している。

また、A社C工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、約900人弱が厚生年金保険の被保険者であったものの、そのうち、昭和20年3月及び同年9月に被保険者資格を喪失した者は、それぞれ数百人単位であり、その結果、同社における約半数の者が同年9月までに資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、5人の同僚を記憶しており、そのうち氏名を挙げた二人は、上記名簿に氏名の記載があり、申立人と同様に昭和20年9月10日に資格喪失していることが確認でき、ほかの姓のみを挙げた3人のうち二人は、上記名簿に氏名が見当たらず、残る一人は、姓が複数存在したため人物を特定することができなかった。

これらのことから判断すると、A社C工場では、申立期間当時、多くの従業員について、空襲による事業規模の縮小により、一旦、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

なお、申立人は、申立期間又は申立期間後の一時期、A社健康保険組合に勤務した旨供述しているが、同健康保険組合を承継した現在の健康保険組合は、申立人の申立期間における被保険者としての記録及び申立人が健康保険組合に勤務した記録は確認できない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 4 日から同年 10 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。1 か月の空白期間は無いと思うので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における雇用保険の資格取得日は、昭和 49 年 10 月 1 日と記録されており、厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、B 社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」(写し)によると、申立人の資格取得日が昭和 49 年 10 月 1 日と記載されていることが確認できる。

これらのことから、A 社における申立人の申立期間の勤務を確認することができない。

そこで、厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、A 社において申立期間に加入記録のある複数の従業員に照会したところ、回答のあった 4 人からは、申立期間における申立人の勤務実態を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年3月27日から19年3月27日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には国民学校を昭和18年3月に卒業してすぐに勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社（A社の後継会社）は、昭和19年当時の従業員名簿の一部が保管されているが、当該名簿に申立人の氏名は無かった旨回答している。

また、厚生年金保険手帳記号番号払出簿から、A社において記号番号が払い出された複数の従業員に照会したところ、3人が申立人のことを記憶しており、いずれの者も、昭和19年3月に国民学校を卒業した後すぐに同社へ就職し、申立人とは学校は違ったが同学年であった旨供述している。

さらに、上記払出簿によると、申立人が同じ学校の同級生と共にA社に就職したとする同僚及び上記3人の従業員の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、いずれも昭和19年3月27日であり、申立人の同社における被保険者資格取得日と一致する。

加えて、国民学校令（昭和16年勅令第148号）第8条によると、「保護者は、児童の満6歳に達したる日の翌日以後に於ける最初の学年の始より満14歳に達したる日の属する学年の終までこれを国民学校に就学せしむるの義務を負う」と定められており、申立人が14歳となる昭和18年*月*日が属する学年の終は19年3月31日であることから、申立人は、同年3月に国民学校を卒業したと考えられる。

これらのことから判断すると、申立人は、上記国民学校令に基づき昭和19年3月に義務教育期間を修了し、上記同僚及び3人の従業員と同様に国民学校を卒業した後、すぐにA社において勤務を開始したと考えるのが相当である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。